

建設水道委員会記録

○開催日時

平成26年12月12日 午前10時1分～午後3時47分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（6人）

委員長	宮里兼実	委員	大田黒博
副委員長	下園政喜	委員	新原春二
委員	川畑善照	委員	谷津由尚

○その他議員

議員	持原秀行	議員	森満晃
議員	成川幸太郎		

○説明のための出席者

建設部長	泊正人	建築住宅課長	今井裕介
建設政策課長	須田徳二	専門職	福島和朗
建設整備課長	四元新一	用地課長	植村豊
建設維持課長	永田一朗		
都市計画課長	山村昭一郎	水道局長	落合正浩
区画整理課長	川畑稔	水道管理課長	元石功一
入来区画整理推進室長	堀ノ内美年	上水道課長	福山清和
主幹兼温泉場地区グループ長	市川鉄哉	下水道課長	徳重勝美

○事務局職員

事務局長	田上正洋	主幹	久米道秋
課長代理	南輝雄		

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第145号 薩摩川内市公衆浴場施設条例の一部を改正する条例の制定について 議案第158号 平成26年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算 議案第159号 平成26年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算 議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第170号 平成26年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算 議案第171号 平成26年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算 議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	水 道 管 理 課 上 水 道 課
議案第160号 平成26年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算 議案第161号 平成26年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計補正予算 議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第172号 平成26年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算 議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	下 水 道 課
議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建 設 政 策 課
議案第131号 天神池公園の指定管理者の指定について 議案第132号 都市公園（川内地域及び樋脇地域）の指定管理者の指定について 議案第133号 都市公園（樋脇地域）及び普通公園（入来地域及び祁答院地域）の指定管理者の指定について 議案第134号 普通公園（川内地域）の指定管理者の指定について 議案第135号 普通公園（川内地域、樋脇地域及び入来地域）の指定管理者の指定について 議案第136号 普通公園（樋脇地域）の指定管理者の指定について 議案第137号 普通公園（東郷地域）の指定管理者の指定について 議案第138号 普通公園（里地域）の指定管理者の指定について 議案第139号 普通公園（上甕地域）の指定管理者の指定について 議案第140号 普通公園（下甕地域）の指定管理者の指定について 議案第141号 普通公園（鹿島地域）の指定管理者の指定について 議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 [債務負担行為補正] 議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建 設 整 備 課
議案第142号 市道路線の廃止及び認定について 議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 [繰越明許費補正] 議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建 設 維 持 課
議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	都 市 計 画 課

議案第162号 平成26年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算 議案第163号 平成26年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算 議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第173号 平成26年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算 議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	区 画 整 理 課
議案第174号 平成26年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算 議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	入来区画整理推進室
議案第143号 薩摩川内市建築審査会条例の制定について 議案第144号 薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について 議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建 築 住 宅 課
議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	用 地 課

△開 会

○委員長（宮里兼実） それでは、ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程より、審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可をいたします。

ここで協議会に切り替えます。

~~~~~

午前10時2分休憩

~~~~~

午前10時4分開議

~~~~~

○委員長（宮里兼実） ここで本会議に戻します。

△水道管理課及び上水道課の審査

○委員長（宮里兼実） それでは、水道管理課及び上水道課の審査に入ります。

△議案第145号 薩摩川内市公衆浴場施設条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（宮里兼実） まず、議案第145号薩摩川内市公衆浴場施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一） それでは、議案第145号薩摩川内市公衆浴場施設条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。水道局の議会資料を御準備いただいて1ページをお開きください。

入来温泉場地区土地区画整理事業に伴いまして、新たな公衆浴場を建設しておりますが、4月営業開始に向け、施設の名称、入浴料金等を定めるものでございます。

それでは、まず、新たな公衆浴場の名称を薩摩川内市入来温泉湯之山館とするものでございます。この名称は、地元副田地区コミュニティ協議会に

おいて選考され決定したものでございます。

次に、入浴料について御説明をします。入浴料金につきましては、薩摩川内市温泉事業運営審議会へ諮問を行い、決定したものでございます。料金表を下段に示しておりますが、大人入浴料金を270円、子ども料金を80円、以下回数券、月極券等を設定したものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく願います。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（大田黒 博） 今回、湯之山館ということで、二つの温泉を一つにして270円という設定なんですけれども、今までが150円。祁答院の黒木温泉にしても正月から270円ということで150円から270円。薩摩川内市でそれだけ差が出た場合に、今後どういう市民、住民の方々のそういう思いを調整していかれるのか。どのあたりに調整されていくのか、担当所管課で何かあったら教えていただきたいと思います。

○水道管理課長（元石功一） 今回、新しく建設する公衆浴場につきましては、従来の公衆浴場とは若干設備の面が違います。新たに二つの泉源から用いた浴槽が二つそれぞれついております。また、サウナといった機能もございます。それとあと、多目的浴場ということで家族湯的なものも今回設置しております。

そういったことから、年間にかかわる諸費用、維持管理経費等を考慮しながら、今回270円と料金を設定したものでございます。

他の公衆浴場については150円ということで、そこにはやはり設備の違いといったことで、市民の皆様には御理解していただきたいというふうに考えております。

○委員（大田黒 博） 質問した意味は、黒木温泉が270円なる。これはアンケートをとり、条例が制定されておりますので、わからなくてもいいんですが。今後、指定管理から抜けて公募といった形になったときに、—— どのような経緯を、少し270円というその差が皆さん意見としていろいろな形で出てくるんでしょうけども—— それをどういう公募をかけた時に、その公募の段階での考えといったものを示されるのか、我々祁答院においては270円、正月からなるわけですし、その経

緯を説明すればわからんでもないんですが、それ以外の方々がどういう思いをされるのか。今その、この湯之山館には大体わかりますよ、今、課長が説明した中で。だからそういうもの少し方向性をもう少し示していただませんか。

**○水道管理課長（元石功一）** 今、指定管理から民間譲渡ということで、公衆浴場財産の処分ということで方向性が決まっておりますが、今、公衆浴場のある地元のコミュニティ協議会のほうといういろいろ説明をしながらしてるんですけれども。そういった民間譲渡になったときに、公衆浴場の料金をどうしなさいと我々も言えないわけでありまして、もしそういった公募をして手が挙がってくれば、その入浴料金についても今後我々も検討しながらどういった方向がいいのか、経営していくにはどのぐらいがいいのか、その辺も考えながら、ちょっと水道局のほうで内部で検討していきたいというふうに思ってます。まだ、方向性というのとは出てるところではないです。今からちょっと検討させていただくというふうに考えてます。

**○委員（新原春二）** 湯之山館という非常にいい名前がついたなと思っております。ただ、この入来温泉場の関係については、旧前の銭湯というイメージよりもやっぱり区画整理をきちんとして、しかも アゼロ湯、柴垣二つの温泉が入れるという一つのメインテーマというのは観光の面で非常に売れると思うんです。そこら辺の関係からやっぱり銭湯イメージを払拭することをしないといけなのかなということからして、旧川内は300円から360円ですよ。それからすれば料金設定については、旧150円のときからの上げ幅ちょうどで検討されたんでしょうけども。そこら辺の料金がどうなのかなと思いますけども。決まった以上これでいいのかなと思いますけども、ただ、子どもの料金が80円というのはこれはどういうことかなと。普通は大体半額に設定をされてるんですが、その半額と、それから回数券の還元ちや常識大体11枚つづりなんです。何で12枚になったのかちゅうのは、ここだけの12枚なのか。普通は常識から考えて大体10枚の料金で11枚ついてるちゅうのが普通の料金なんですけど、そこら辺の料金設定の関係については。子ども料金とこの回数券の料金の設定についてちょっとお伺いします。

**○水道管理課長（元石功一）** 今、子ども料金と

回数券の質問でございますが、子ども料金につきましては、もう上限が県の条例で決まっておりますので、それで80円といったことで設定をしました。

それと、回数券の12枚なんですけど、他の公衆浴場も12枚つづりといったことで、他の公衆浴場に合わせてそういった12枚つづりにしたところでございます。

**○委員（新原春二）** 子ども料金は最高上限が80円になってるんですか。こっちの市内では大体半額の150円ではないですかね。そこら辺をちょっと説明していただけますか。

**○上水道課長（福山清和）** 県条例が一応、公衆浴場にはありまして、上限が大人390円となっております。中人というのがありまして、それが150円が上限、小人それが80円が上限というふうに県条例でなっておりますので。小学生以下については、もう上限が80円でも県の条例を超えることができませんので、80円という形になります。

市の場合は、この中人という真ん中が今までなかった関係で、大人券と子ども券の値段だけの設定という形になります。

以上です。

**○委員長（宮里兼実）** いいですか。

**○委員（谷津由尚）** 1点質問します。先ほど将来的には指定管理者のほうに委託をしたいということおっしゃったんですが、当然、その場合の利用料金制になると思うんですけど。その場合、この経営が維持できるということで、年間何人の入浴客が来られれば、最低維持できるんでしょうか。

**○水道管理課長（元石功一）** 今までの入浴者の推移、あるいは、入来町の人口の推移、あるいは薩摩川内市の人口の推移等から推計しまして、年間13万人で料金を計算したところでございます。

**○委員（谷津由尚）** わかりました。この場所は今もともとアゼロ湯と柴垣湯があったわけで、その二つの源泉がそのまま使えるということですね、この二つの公衆浴場がまだ健在している時に、二つの合計の年間の入浴客を合わせた場合にこの13万人以上だったと私は認識してるんですけど、どうですか。

**○水道管理課長（元石功一）** おっしゃるとおりでございます。

**○委員（谷津由尚）** 最後にします。指定管理者

への委託というのは、大体いつごろからお考えですか。

○水道管理課長（元石功一）一応、直営で1年、2年ぐらいを考えておりますが、具体的には何年とうことはまだ検討中でございます。まずは、1年間経営してみて、どういった経営内容になるか、その辺を十分確認したいというふうに考えております。

○委員長（宮里兼実）いいですか、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第158号 平成26年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第158号平成26年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○上水道課長（福山清和）薩摩川内市各会計予算書、予算に関する説明書、第5回補正の73ページをお開きください。

議案第158号平成26年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算について、御説明いたします。

補正予算の内容について、歳出から説明いたしますので、80ページをお開き下さい。

1款1項1目一般管理費3万4,000円の減額補正は、説明欄のとおり委託料の減額と、修繕料と公課費を増額しております。

次の81ページをお開き下さい。

3款1項1目長期償還元金は1,000円の増、

2目長期償還利子は6万6,000円の減額補正をしております。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、戻っていただき予算に関する説明書の79ページをお開きください。

6款1項1目他会計繰入金9万9,000円の減額は、一般会計繰入金による財源調整であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第159号 平成26年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第159号平成26年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○上水道課長（福山清和）議案第159号平成26年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算について御説明いたします。

補正予算の内容について歳出から説明いたしますので、92ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費の補正は説明欄のとおり、財源調整によるもので増減はゼロであります。次の93ページをお開きください。

2款2項1目施設整備費の補正は説明欄のとおり、新公衆浴場の営業開始準備によるもので

369万6,000円の増額であります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、戻っていただき89ページをお開きください。

3款1項1目一般会計繰入金526万1,000円の減額は繰入金の財源調整であります。次の90ページをお開きください。

4款1項1目繰越金1,066万2,000円の増額は、前年度繰越金からの財源調整であります。次の91ページをお開きください。

5款3項1目雑入170万5,000円の減額は、移転補償費からの財源調整であります。お手元に配付してあります水道局の平成26年度12月議会建設水道委員会資料、これにより説明いたしますので、1ページをお開きください。

入来地区温泉施設整備事業による新公衆浴場の完成イメージ図を上の方に、敷地配置図と施設の平面図を参考図として掲載しております。

建物は、鉄筋コンクリートづくりで床面積582平方メートルあり、年度末の完成を目指して現在、工事中であります。

以上で説明終わります。よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明ありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（新原春二）** 決算については何もありませんが、このイメージ図の件でいいですか、1件だけ。先ほど言いましたようにアゼロ湯と柴垣ともう本当に一緒になって二つの温泉に一緒に入れるというのは、非常に全国でも例がないんじゃないかと言われるぐらいに貴重な施設になったと思うんですね。そこで、今まで柴垣のほうが使用者は多かったと思うんですけど、湯船が小さいというのがちょっと気になりました。まあ、湯量の関係なのかなと思うんですけど、そこら辺の説明をちょっとお願いします。

**○上水道課長（福山清和）** 今、御指摘のありましたように、浴槽が別々に二つずつございます。まず、アゼロ湯のほうですが、アゼロ湯のほうにつきましては、配湯地からのお湯を分湯しているその大きな配湯地が上にございますけども、そこからの圧で一応持ってくるために量的には十分あるわけですが、柴垣につきましては、柴垣泉源のちょうど入口のところにボーリングしてるんですが、その能力がもう限界がありますので、今、

公衆浴場でしている今度つくったところは、前の公衆浴場の面積よりも上限までいっぱい使えるように大きくして、それがもう限界でありますので、そこまでしか使えないということで御理解いただきたいと思います。

**○委員長（宮里兼実）** ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（宮里兼実）** 質疑は尽きたと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（宮里兼実）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（宮里兼実）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（宮里兼実）** 次に、議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

**○上水道課長（福山清和）** 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算書について御説明いたします。

補正予算の歳出内容について御説明いたしますので、27ページをお開きください。

2款1項5目財産管理費80万円の減額は、備考欄のとおり土地購入費の減額補正であります。

入来工業用水道の水源地は、浸入道路が民有地内であるため、維持管理に支障しないよう地籍調査で道路部分を分筆してもらい、本年度に土地購入費を予算化しておりましたけれども、法務局のほうで地籍調査の登記が完了しないため、年度内の購入ができないということで減額するものであります。なお、土地購入については、平成27年度に再度予算化する予定であります。

次に、43ページをお開きください。

4款3項1目水道費536万円の減額補正は説明欄のとおり、先ほど御説明いたしました簡易水道事業特別会計と温泉給湯事業特別会計への繰出

金をそれぞれ減額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

委員外議員はおりません。

ここで、議案第157号平成26年度一般会計補正予算の審査を一時中止します。

---

△議案第170号 平成26年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第170号平成26年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一）それでは、第6回補正予算書の54ページをお開きください。

歳出から御説明をいたします。

1款1項1目一般管理費で100万5,000円増額するもので、説明欄のとおり、給料、手当、共済費でございます。

前のページ53ページになります。

歳入について説明をいたします。

6款1項1目一般会計繰入金100万5,000円は、歳出の不足財源を一般会計から繰り入れをするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第171号 平成26年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第171号平成26年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一）それでは、同じく第6回補正予算書の64ページをお開きください。歳出から御説明をいたします。

1款1項1目一般管理費は8万9,000円の増額補正でございます。説明欄のとおり職員手当、共済費でございます。

次に、歳入の説明をいたします。

前のページになります。63ページでございます。

3款1項1目一般会計繰入金8万9,000円の増額は、歳出の増額に伴い不足財源を一般会計から繰り入れするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一）同じく、第6回補正予算書の23ページをお開きください。

4款3項1目水道費109万4,000円の増額は、簡易水道事業特別会計補正予算及び温泉給湯事業特別会計補正予算の歳出に伴う不足財源をそれぞれ特別会計へ繰り出しをするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで、議案第169号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

---

△議案第177号 平成26年度薩摩川内市水道事業会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第177号平成26年度薩摩川内市水道事業会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一）別冊となっております水道事業会計予算書、第2回補正予算の12ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出について説明をいたします。

1款水道事業費用1項2目排水及び給水費95万5,000円の増額は、職員の給料、手当、法定福利費でございます。

4目総経費150万9,000円の増額は、同じく職員の給料、手当、法定福利費になります。

次の13ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、支出につきまして1款資本的支出1項1目改良費18万5,000円の増額は、職員に係る給料手当法定福利費でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一）資料がございませんが、1件報告をいたします。

9月議会の議員全員協議会におきまして、財産活用推進課から旧消防局跡地の利活用について、水道局庁舎として検討を進めているという報告がありましたが、その後の進捗状況について御報告をさせていただきます。

財産活用推進課と水道局で協議を進めておりますが、現在、水道局庁舎で活用することで決定をしたところでございます。今後、詳細について協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上で報告を終わります。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（下園政喜）その消防局庁舎の跡ですけれども、消防局が上に上がった理由の大きな理由として水没するということがあったんです。その辺はインフラが使う面としては大丈夫ですか。

○水道局長（落合正浩）以前の平成18年度に、いわゆるナナフミ水害の時に国道が冠水しております。これは一つにはちょうど国道を横断しております暗渠部分があるんですけども、桁の関係で断面がどうしても疎外されておまして、そこから越流して国道部分が冠水したということで、全体的なあの辺一帯がつかったということではございません。おっしゃるように川内川の堤防が切れますと、確かに水没する恐れがあるんですけども、

それは今回の場所に限りませず全体がございます。それにつきましては、現在、川内川のほうは改修が進んでおります。

また、銀杏木川につきましてもＪＲから下流につきましては、県のほうで断面の改修していただきましたから、そういう意味では今後よりはだいぶ変わってくるのかなと考えております。そこで、御心配になっております、あの敷地の水没ですけども、前回の場合も消防庁舎の駐車場までは来なかったと。先ほど言いますように国道部分が越流しての浸水だったということでございますので、そこは大丈夫かなということ、大雨の場合には、早め早めに情報が分かりますから、それなりに車はもう退避させるとかありますけれども、資機材については当然、そういう重要資機材はつかない部分への棚入れとか、そういうことは移転する段階できっちりと検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（宮里兼実）ほかに。

○委員（谷津由尚）はい、１点。この庁舎を動かすとなると当然、一般的にも出てくる意見として地元の飲食店の方々が出ていかんでくれというようなお願いのお話があるんですけど、そっちのほうがどんな感じですか。

○水道局長（落合正浩）まだ、今検討しているという地域の方々も御存じでございまして、正式なお話してないんですけども、いろいろ地域の方々とか会う中では、そういうことが出てまいります。ただ、その中では今、水道局が抱えている問題、一つは公用車がいつも外に出ているので、非常に管理上問題があるということ。それから資機材につきましても、何箇所かに分散しておまして緊急時の場合の対応に時間がかかるということ。また庁舎が手狭でございまして業者とかの打ち合せとか、何よりもお客様方の窓口としても手狭であるということがございまして、そういう理由で今回、たまたま消防局の跡が開いたので、そちらのほうを使うという有効的に利用したいということを申し上げますと、その点については御理解いただけます。ただし、水道局が出て行くと、非常に寂しいという声があるのは事実でございまして、そこのところは、業務の関係、それと市民サービスの向上というところをお話して、何とかそこところは御理解くださいという形でお話し

て、地域の方々も渋々仕方ないのかなあという感じでは受け取っていただいているのかなと考えてるところです。

○委員（谷津由尚）ぜひ誠意を持って地元の方との話を落ち着けていただきたいと思います。

以上です。

○委員（川畑善照）今のに関連するわけですが、結局スペース的にはすごくあると思うんです。あれを地域、地区コミや自治会方々と相談して有効活用できる方法は検討されているのですか。東郷のほうで。

○委員長（宮里兼実）局長、ごめんなさい。今まで部長と申しておりました。

○水道局長（落合正浩）いいえ、いいえ。それはよくても、あそこは借りてる状況ですので、出て行った跡は財産活用課なりのほうで、また検討されると思います。

○委員（川畑善照）はい、わかりました。

○委員（新原春二）もう決定したということですので、まだ具体的なものには進んでいかないと思うんですけども、結構、消防庁舎は広いですよ。そこら辺の関係でかなり手を加えたり、そこら辺の予算は大体どのくらいの目安をされているのか、そこら辺の支出については水道課がやるのか、それとも財活がやるのか、どっちなんでしょう。

○水道局長（落合正浩）それにつきましては、当初予算を３月に審議していただきますから、そこで具体の数字とかレイアウトの関係等はきっちりとお話しできると思います。よろしく願います。

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

以上で、水道管理課及び上水道課を終わります。御苦労さまでした。

○委員長（宮里兼実）ここで、協議会に切り替えます。

～～～～～～～～

午前１０時４２分休憩

～～～～～～～～

午前１０時４３分開議

～～～～～～～～

○委員長（宮里兼実）ここで、本会議に戻します。

---

△下水道課の審査

○委員長（宮里兼実）次は、下水道課の審査に入ります。

---

△議案第160号 平成26年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実）それでは、議案第160号平成26年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、議案第160号平成26年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予について説明いたします。

各会計予算書、予算に関する説明書、第5回補正の102ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目一般管理費の公共下水道管理費362万6,000円の増額は、本年度の消費税確定申告の実績に伴いまして、消費税の中間納付が発生したことによります公課費の増額でございます。

次のページ、103ページをお開きください。

3款1項1目元金7,000円の増額と、同項2目利子5万6,000円の減額は、長期債償還元金と利子の額が確定したことに伴うものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき101ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金357万7,000円の増額は、歳出の補正に対応し増額するものでございます。

続きまして、債務負担行為につきまして説明いたしますので、98ページをお開きください。

第2表債務負担行為は、宮里浄化センターの包括的民間委託が、平成27年3月をもって完了することになるため、事業の継続性から平成26年度中に契約を行いまして、平成27年度から平成29年度まで、新たに3年間の限度額2億1,300万円以内で、締結しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（谷津由尚）済みません、この債務負担

行為で期間が平成26年からってこっちなってるんですけど、今、平成27年からとおっしゃったんですけど。

○下水道課長（徳重勝美）平成26年度は一応契約をいたしまして、実際債務が発生するのは平成27年度から平成29年度までということになってきます。

平成26年は、契約のみでございます。

○委員（谷津由尚）ということは、実質、平成27、28、29の3年間で2億1,300万と、そういう認識でいいですね。

○下水道課長（徳重勝美）そのとおりです。

○委員長（宮里兼実）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第161号 平成26年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第161号平成26年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、議案第161号平成26年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計補正予算について説明いたします。

各会計予算書、予算に関する説明書、第5回補正の113ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

3款1項1目元金9,000円の増額と、同項2目利子2万8,000円の減額は、長期債償還元金と利子の額が確定したことに伴うものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、112ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1 万 9,000 円の減額は、歳出の補正に対応し減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第 157 号 平成 26 年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（宮里兼実）** 次に、審査を一時中止してありました議案第 157 号一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

**○下水道課長（徳重勝美）** それでは、議案第 157 号平成 26 年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、下水道課分につきまして説明をいたします。

同じく、各会計予算書、予算に関する説明書、第 5 回補正の 44 ページをお開きください。

5 款 1 項 1 目労働諸費、補正額 239 万 7,000 円につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費の委託料でございます。

補正内容につきましては、御手元にお配りしております建設水道委員会資料により説明いたしますので、委員会資料の最後のページをお開きください。

給排水工務技術者成支援事業でございますが、事業名は緊急雇用創出事業臨時特例基金事業で、事業費は委託料 239 万 7,000 円で、2 名分の人件費と研修に係る費用などで、財源は国からの

交付金を県が基金として積みまして、委託料の全てが県からの補助金でございます。

委託先につきましては、市が給水工事等業者で組織する組合の薩摩川内市管工事業協同組合に委託することとしております。

事業の概要でございますが、薩摩川内市管工事業協同組合に 2 人を新規雇用し、上下水道工事の管工事や給水、排水設備などに関する専門的知識を有する人材や、専門工事業者として窓口事務、審査なども行える能力を備えた人材育成を図るものでございます。

事業の内容といたしましては、給排水設備等の資格取得や下水道への不明水流入調査、水道の仕切弁やメーターボックス等の点検、清掃などを行うものでございます。

事業実施期間は、平成 26 年度でございます。

それでは、また、各会計予算書、予算に関する説明書、第 5 回補正に戻りまして、46 ページをお開きください。

6 款 3 項 4 目農業集落排水費では、農業集落排水事業特別会計繰出金を 1 万 9,000 円減額するものでございます。

次に、54 ページをお開きください。

8 款 5 項 4 目下水道費では、公共下水道費におきまして、公共下水道事業特別会計繰出金を 357 万 7,000 円増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（新原春二）** 今、説明いただきましたこの地域人づくり事業の関係ですが。管工事業組合員に 2 名割り当てをするんですが、この方々の仕事といいますか、管工事業組合の事務所に出勤をされて、管工事組合の仕事をされるんですが。具体的には各水道会社があります、そういうのが向上されるんですけども、具体的にどんな仕事をされていくのか。1 年で果たして新しい人が来られていろんな勉強をされて 1 年でこういう仕事なされていくのか。それとも各事業所さんから出していただいて仕事をされるのか、その辺の実態はどうなっていますか。たった 1 年の雇用なんですが、そこら辺の実態はどうなっていますか。

**○下水道課長（徳重勝美）** 1 年間の雇用という

形になるんですが、一応、技術的な勉強をさせていただくということで、ここに、きょうの資料にも出してございます。公共下水道でいきますと、ちょっと雨等が降りますと、不明水といいまして、結構処理場のほうにいつもより流量がちょっとふえたりするものですから、その不明水の調査なども今回この2名の新規雇用していただく方々にも、そういう調査等もしていただきながら、また、今後上下水道の工事関係の事務をわかるような形のいろんな管工事業組合の方々から指導をいただきながら、技術の育成をしていくというのが大きな取り組みでございまして、1年間で果たしてそこまで技術を習得できるかというのは、ちょっと難しいのですが。1年経過した後にまた、業者の方々が雇用していただけるようなそういうようなものまで進展していけばというふうに考えてるところでございます。

○委員（新原春二）中身は大体わかるんですけども、平成26年度もあと何箇月かですよ。今から雇用されて3箇月なのか、平成26年度で雇用されて平成27年度いっぱいあるのか、その期間の関係と、主な研修の中身についてかなり濃いものがありあすよね。CAD——キャドとか研修をして、さらに現場も実習をしていくちゅうことで、そういうのはかなり厳しい日程になっているんですけど。管工事組合としてはこれを了承されて受け入れをされて、具体的にどういうものややっていくちゅうことについては、具体的なもう中身のすり合わせはできてるんですか。

○下水道課長（徳重勝美）雇用期間が平成26年度ということでございますが、これは県と調整しながら1年間は雇用というのが範囲がございまして、また平成27年も当初予算等で予算要求していきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、2点目の管工事業協同組合の方とは、組合長とは事前にこういうことでどうだろうかということで、事前の打ち合わせはしておりますので。管工事業組合のほうも職員が少ないということで、受け入れ態勢を求めているらしいですから、その調整はしているところでございます。

○委員（新原春二）要望ですけども、ぜひこの2名を国の予算で雇用して、技術的なノウハウを持っていただくんですので、組合で雇用していただく分には何も問題ないですけども。もしでき

ないとすれば、業者さんに継続をしてもらうちゅうことも含めてぜひ御尽力をいただきたいという要望をしておきます。

○水道局長（落合正浩）これは、非常にいい制度でございまして、どこも企業さんもなかなか新規雇用ができないということと、自社で育成する時間がない、経費もない、でもやっぱり新たな人材も確保したいという中で、こういう制度を活用しながら組合にそのままおいて全体的な業務のカバーをするのか、それとも企業さんで研修がなされたので、うちもちょうどほしいから、うちに来てくれんかとかいう、その両方ができる体制を今回持ちたい、それは組合のほうとも話をしております。

ですから、今、漏水の関係で土日、祝日、夜間についてはサービスセンター業務を管工事組合のほうで行ってもらっております。通常の昼間の部分であれば、地域の業者さんをお願いするんですけども。そういうことで将来に向けて、この給排水業務を企業さん方も確実なものにしたいというひとつのきっかけとしてやっております。

繰り返しになりますけれども、組合若しくは各企業さんで引き続き雇用していただけるための事業であるということでございます。

○委員長（宮里兼実）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

ここで、議案第157号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

---

△議案第172号 平成26年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第172号平成26年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、議案第172号平成26年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算について説明いたします。

各会計予算書、予算に関する説明書、第6回補正の74ページをお開きください。

2款1項1目施設整備費の公共下水道整備費11万5,000円の増額は、職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う給料、職員手当等、共済費でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止してありました議案第169号一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、下水道課分につきまして説明いたします。

同じく、各会計予算書、予算に関する説明書、第6回補正の32ページをお開きください。

8款5項4目下水道費では、下水道管理費において、職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う給料等9万4,000円の増額、及び公共下水道費において、公共下水道事業特別会計繰出金を11万5,000円増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで、議案第169号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○下水道課長（徳重勝美）今回はございません。

○委員長（宮里兼実）これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

以上で、下水道課を終わります。御苦労さまでした。

ここで協議会に切り替えます。

~~~~~

午前11時3分休憩

~~~~~

午前11時4分開議

~~~~~

○委員長（宮里兼実）ここで本会議に戻します。

△建設政策課の審査

○委員長（宮里兼実）次は、建設政策課の審査を行います。

△議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）それでは、審査を一時中止してありました議案第157号一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設政策課長（須田徳二）それでは、議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、建設政策課分について御説明いたします。

各会計予算書、予算に関する説明書、第5回補正の51ページをお願いいたします。

8款1項1目土木総務費において、103万7,000円の増額補正を行い、補正後の額を2億6,951万7,000円とするものであります。

補正の内容であります。職員の人事異動等に伴います、職員給与費等の調整であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで、議案第157号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）それでは、審査を一時中止してありました議案第169号一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設政策課長（須田徳二）それでは、12月9日に上程されました議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、建設政策課分について御説明いたします。

各会計予算書、予算に関する説明書、第6回補正の30ページをお願いいたします。

今ほど、御説明いたしました8款1項1目土木総務費に2億7,249万6,000円を増額し、補正後の額を2億7,249万3,000円とするものであります。

補正の内容であります。同じく12月9日に上程されました、議案第167号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴います給与費等の補正であります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで、議案第169号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○建設政策課長（須田徳二）それでは、建設政策課の所管事務について御説明いたします。

建設政策課は、国・県事業等に係る調整業務を所管しておりますので、その中の主なものについて、進捗を含め概要を簡単に御説明いたします。

それでは、委員会資料建設部の1ページをお開きください。

まず、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所が実施しております、南九州西回り自動車道建設について御説明いたします。

南九州西回り自動車道は、熊本県の八代ジャンクションから鹿児島インターチェンジまでの全体延長約140キロメートルの高規格幹線道路であります。

現在、供用されている区間は、資料の赤と青の実線で表示されています熊本県側の八代ジャンクションから芦北インターチェンジまでの約28.8キロメートルと、鹿児島県側の薩摩川内水引インターチェンジから薩摩川内高江インターチェンジまでの3.5キロメートル、及び薩摩川内都インターチェンジから鹿児島インターチェンジまでの36キロメートルで、合計68.3キロメートルとなっており、供用率は、資料右上の表のとおり、熊本県側が58%、鹿児島県側が43%で、全体で49%となっております。

なお、赤の実線は無料区間、青の実線は有料区間となっております。

今後の供用開始予定であります。資料にもありますとおり、川内限之城道路の薩摩川内高江インターチェンジと薩摩川内都インターチェンジの6.7キロメートルが今年度開通予定となっております。

この区間の開通により、都インターチェンジから水引インターチェンジまでの川内限之城道路10.2キロメートルが全線開通することとなり、市街部の国道3号の渋滞緩和が図られると期待しております。

なお、この開通に合わせ市制施行10周年記念事業として、開通イベントを計画しているところであります。

資料右端の写真は、薩摩川内都インターチェンジの完成の予想図であります。

また、芦北インターチェンジから阿久根インターチェンジ間の供用開始につきましても、芦北・津奈木間が平成27年度、津奈木・水俣間が平成30年度、出水・阿久根間が平成26年度から平成29年度までと、それぞれ供用開始の予定が公表されてるところであります。

そのような中で資料中ほどになりますが、阿久根インターチェンジから薩摩川内水引インターチ

ェンジまでの2.2キロメートルが、本自動車道の唯一の未事業化区間となっています。

現在、この区間につきましては、事業採択に必要な都市計画決定及び環境影響評価の手続きが終了し、今後、国において新規事業採択時評価が行われることになっています。

しかしながら、公共事業に係る国の方針が新規事業から老朽化対策、維持管理になるんですが、こちらのほうにかじがきられ、新規の事業採択が非常に厳しい状況になっております。

このような状況を踏まえ、来年度の事業化に向けては、南九州西回り自動車道建設促進協議会並びに同期成会による建設促進大会の開催や、国及び国会議員等への強力な要望活動を行ってきているところでもあります。

続きまして、国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所が実施しております川内市街部改修事業大小路地区について、御説明いたします。

資料の2ページをお開きください。

この事業は、本市市街部の治水安全度を向上させるため、第2次整備として、平成5年度より中郷地区、瀬口地区、天辰地区I期に続き、川内川右岸の大小路地区の引堤事業を行うものであります。

平成23年度より用地取得に着手し、本年度から工事に着手しております。

工事の内容であります、資料の赤線部分の天大橋上流から太平橋下流了忍寺辺りまで、延長約1.5キロメートル、平均引堤幅3.5メートル、最大引堤幅6.5メートルで、事業完了は平成30年度を予定しております。

また、本引堤事業にあわせ、都市計画課所管の都市計画道路中郷五代線、延長約1.1キロメートル、幅員9.5メートルの整備も同時に進められております。

今回の工事は資料中央のイメージ横断面図のとおり、現在の堤防を宅地側に引いて高水敷を広げることで、洪水時の流下断面を確保するものであります。

また、この引堤事業により広がった高水敷を市民の憩いの場として、また、イベントやスポーツの場として有効に利活用できるよう、河川空間整備も計画しております。

現在、この河川空間整備につきましては、地域住民の声を反映させるため、可愛校区の自治会長

を中心に研究会を立ち上げて、検討を進めているところでもあります。

この大小路地区とは別に、現在、市街部の花木町と平佐町大明神地区で、堤防の護岸工事が実施されております。この工事につきましては、平成24年7月に発生した九州北部豪雨災害のあと、国土交通省が行いました河川堤防の緊急点検の結果を受けて実施されているものであります。これについては、堤防の補強工事になります。

これらの工事につきましても、設計段階で地元説明会を開催し、地域住民の意見を反映していただき、花木町の堤防護岸工事においては階段式の護岸工が採用されているところでもあります。

それでは、続きまして、鹿児島県が甬島で実施しております蘭牟田瀬戸架橋建設について、御説明いたします。

資料の3ページをお開きください。

蘭牟田瀬戸架橋工区は、一般県道鹿島上甬線の鹿島町蘭牟田と上甬町平良を結ぶ、橋梁区間1,533メートル、トンネル区間3本で2,758メートル、明り区間3区間836メートルの総延長5,127メートルであります。

事業の進捗率であります、平成26年1月1日現在、用地取得率が98%、事業費ベースの進捗率は、平成25年度末で54%、平成26年度の予算を含めますと約68%となっております。

資料の航空写真とその下の縦断面図につきましては、左側が鹿島町蘭牟田地区、右側が上甬町平良地区になります。

資料がちょっと小さくて申しわけありませんが、黒色の表示が平成24年度以前であります。黄色が平成25年度、赤色が今年度、青色が来年度以降となっており、いずれも予算の年度で表示してあるものであります。

これまで、鹿島トンネル、黒浜トンネル、平良トンネルは全て貫通しており、鹿島明り部、平良明り部及び橋梁区間の鹿島側第1橋につきまして、路面舗装や附帯工作物を除き完成しているところでもあります。

資料の右下の写真は、第1橋217メートルの上部工——橋桁です——の完成写真であります。

本年度予算での発注箇所ではありますが、赤色で表示しております第2橋の上部工の一部、2区間382メートル、下部工橋脚P8の一部とP9からP14までの6基及び上甬側の工事用仮設橋の

未着手部分の全部を予定されております。

また、路面舗装や防護柵等の附帯工事につきましても、今年度から随時発注される計画となっております。

本事業につきましては、現在、平成29年度完成を目指して進められておりますが、台風接近や大しけ時には海上作業を中断せざるを得ない状況であり、また、12月から2月までの3箇月間は冬季風浪が厳しく、全く作業ができないとのことで、完成年度が若干おくれるとの見通しも出てきていると聞いております。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（谷津由尚） 非常に大規模な事業で、ぜひ頑張っていただきたいんですが、たくさんの方から質問をいただいていることがありまして、非常にシンプルな質問です。1点です。

水引インター・阿久根インター間がいつごろなるんですかという話なんです。

○建設政策課長（須田徳二） 恐らく皆さんが一番注視しているところじゃないかなということで考えてます。

これにつきましては、先ほど今説明しましたとおり、事業に向けての準備はもう終わっております。後は、国の予算をつけていただかないといけないということで、国のほうへ市長のほうが一本会議でも部長のほうで答弁しましたけれども——行って原発の問題もありますし、いろんな意味で平成27年度一括で、22キロメートル一括で事業化をお願いしますという強力な要望を行っております。

まあ、平成27年度事業化になったとしても、今、国土交通省が試算していますのは、事業費約1,000億円ということで試算しておりますので、今、大体今の西回りへついてきているのが、100億円、1年にです。それが付いたとしても10年あとも、平成37年度になる。ただし、それではそこまでは待っておれないということで、市長のほうもなるべく早くということで要望しているところであります。

以上です。

○建設部長（泊 正人） 今、課長が申したとお

りなんですけども、これまでも事業化された区間、長かろうが短かろうが、大きな橋梁があろうがなかろうが、その一帯一貫決めた区間については、10年以内で仕上げようという目標を持っていますしやるみたいで、これまでのところは10年で終わってきていますので。ただ、22キロメートル1,000億というのが、10年でいくのかなという思いはありますけれども、課長からありましたとおり強力な国への要望活動を続けていって、それ以内で終わらせていただくように頑張りたいと思っております。

○委員長（宮里兼実） ほかに。

○委員（新原春二） 事業進捗は、それぞれ会計ベースでいくんでしょうから、それはそれとしていいんですが、地元からの要望があるのは、水処理なんです。

上の高速の水が全部下に下りてくるわけです。上のほうは国道、国が持つんですけども、下のほうは全部、市のほうが受けなきゃいかんちゅうことで、最初からなかなか水の流れがわからないので、地元の間でなかなかわからないと、どこに下りてくるかもわからないということなんです。そこら辺で、今もう都インターもできたことだし、今度は水引まで来たんですが、そこら辺の水の処理。上の道路から下の下りてくるんですけども、国との接点といいますか、交渉といいますか、そこら辺をきちんとしてもらわないと、やっぱり同じものが出てくるんですよね。もう、木場谷の件についてはお願いをして今処理をしてもらっているんですが。そのというのは、各地にどんどんあると思うんですよね。そこら辺で、国との折衝の場合に水をどこに下ろすのか、その水がどういう経路をたどって川に流れていくかということについて、きちんとやっぱり整理をされて、あと国がどこまでやるのか、市がどこまでやるのかちゅう、そこ辺のものをきちんとされて、上の道路から下りてくる前に、やっぱり市がしなきゃならんということについては、事業化をしてやっぱりきちんと、終末についてきちんと早めにとっておくということが必要になってくるんですが。上からは500ので下りてきて、下は市の300に下ろすという、全く考えられないことが起こってますので、そこら辺の処理をきちんとやっていただきたいと思いますので、ぜひこれはもう回答あったら回答してもらっていいんですが、要望にしておき

ます。

○建設政策課長（須田徳二）ただいま、新原委員の言われるとおり、いろんな問題が確かに発生しております。それにつきましては、建設政策課が窓口になって国交省のほうと、国道事務所のほうと進めてきております。

ただ、今、新原委員が指摘されましたとおり、図面だけ引いてそういった箇所がいくらかでも出てくるもんですから、水引から阿久根間については、そういったところから進めましょうということで、今、国交省のほうとも話をして。工事をしている最中に出てくるんじゃないかと、図面引く段階でそういった解決をしていかんといかんと。ここからここは国がする、ここからここは市がするというような、そういうようなことをきっちりして進めていくことということで今、国土交通省のほうとも話をしておりますので、その件、よろしくお願いいたします。

○委員（川畑善照）川内市街部改修の中郷五代線のことですが、これにつきましては、完成が平成30年度と言われると、あと5年後ですか。そういうことですが、ちょっとあそこから信号機が三つになるわけですが、一つは廃止するということを知っていましたが、その後どうなったんでしょうか、地元との話し合いは。

○建設部長（泊 正人）済みません、都市計画課の所管になりますので、都市計画課のところで答弁させていただきたいと思います。

○委員（川畑善照）わかりました。

○委員長（宮里兼実）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

以上で建設政策課を終わります。御苦労さまでした。

ここで協議会に切り替えます。

~~~~~

午前11時23分休憩

~~~~~

午前11時24分開議

~~~~~

○委員長（宮里兼実）ここで本会議に戻します。

---

△建設整備課の審査

○委員長（宮里兼実）次は、建設整備課の審査に入ります。

---

△議案第131号から第141号までについて

○委員長（宮里兼実）それでは、議案第131号から議案第141号までの議案11件を一括議題といたします。

これらの議案11件について、各公園の指定管理者の指定期間がいずれも平成27年3月31日に満了することに伴い、新たに指定管理者を指定しようとするものでありますので、一括して説明を求め、質疑を行ったのち、1件ごとに討論、採決を行います。

それでは、当局に補足説明を求めます。

○建設整備課長（四元新一）それでは、各公園の指定管理者の指定に関する議案第131号から議案第141号までの11件を一括して説明させていただきます。若干長くなるかもしれませんが、御了承下さい。

当課で管理する都市公園・普通公園・農村公園の施設管理につきましては、ほとんどが指定管理者制度を導入しておりまして、現在、非公募により農村公園7箇所、公募により農村公園1箇所と、都市公園・普通公園168箇所の公園を11区分に分け委託しておりますが、その公募による全ての指定管理者の指定期間が、平成27年3月31日までで満了することから、今回、若干の内容の見直し等をした上で、165箇所の公園を11区分に分け、新たに指定管理者を選定しようとするものでございます。

候補者の選定につきましては、7月10日から8月11日まで、市のホームページや広報紙等により公募いたしましたところ、それぞれの区分に1団体の応募がありました。その後、申請書類の確認や財務分析等を経て、10月14日から10月24日にかけてまして建設部長を委員長として、内部委員3名、外部委員3名の6名によります指定管理候補者選定委員会を開催しました。その結果を受けて本議会に11件の議案を提出しているところでございます。

それでは、まず、議案第131号天神池公園の指定管理者の指定について説明いたしますので、議案つづり、その2の131-1ページをお開きください。あわせて、議会資料のほうもございしますので、議会資料の1ページをごらんください。

指定管理者に指定する団体は、特定非営利活動

法人パブリックマネジメント鹿児島で、当団体は、現在の指定管理者でもあり、継続して行うこととなります。

指定する期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間。

指定管理候補者の概要は議会資料の1ページに、また指定管理候補者が示した事業計画の概要を2ページに記載しておりますので御参照ください。

3ページをご覧ください。

選定委員会を10月14日に開催しまして、候補者のヒアリングを含め、厳正な審査を行ったあとに採点した結果、600点中、412点と、平均68.7点ということで総合的に判断しまして、当団体を次期指定管理者の候補者として選定いたしました。

次に、議案第132号都市公園（川内地域及び樋脇地域）の指定管理者の指定について説明いたしますので、議案つづり、その2の132-1ページをお開きください。あわせて、議会資料の4ページのほうをごらんください。

指定管理者に管理を行わせる施設につきましては、132-3ページの別表に記載のとおり、向田公園を含む都市公園33公園で、指定管理者に指定する団体は、公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社で、当団体は、現在の指定管理者でありまして、継続して行うこととなります。

指定する期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間。

指定管理候補者の概要につきましては、議会資料の4ページに記載してございます。また、指定管理候補者が示した事業計画の概要は、5ページに記載しておりますので御参照ください。

6ページをごらんください。

選定委員会を10月の16日に開催し、候補者のヒアリング等を含め、厳正な審査を行ったあと、採点した結果、600点中、459点。平均点で76.5点ということで総合的に判断しまして、当団体を次期指定管理者の候補者として選定いたしました。

次に、議案第133号都市公園（樋脇地域）及び普通公園（入来地域及び祁答院地域）の指定管理者の指定につきまして説明いたします。議案つづり、その2の133-1ページをお開きください。あわせて、議会資料のほうは7ページになります。

指定管理者に管理を行わせる施設は、133-3ページの別表に記載のとおり、市比野公園ほか普通公園3公園で、指定管理者に指定する団体は、公益社団法人薩摩川内市シルバー人材センターで、当団体は、現在も指定管理者をしておりまして、継続して行うこととなります。

指定する期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間です。

指定管理候補者の概要は、議会資料の7ページ、また指定管理候補者が示した事業計画の概要を8ページに記載しております。御参照ください。

9ページをごらんください。

選定委員会を10月16日に開催し、候補者のヒアリングを含め、厳正な審査を行ったあとで採点した結果、600点中、426点。平均71.0点ということで総合的に判断しまして、当団体を次期指定管理者の候補者として選定しました。

次に、議案第134号普通公園（川内地域）の指定管理者の指定につきまして説明いたしますので、議案つづり、その2の134-1ページをお開きください。あわせて、議会資料は10ページになります。

指定管理者に管理を行わせる施設は、134-3ページの別表に記載のとおり、西開聞運動広場を含む普通公園9公園で、指定管理者に指定する団体は、公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社で、当団体は、現在の指定管理者であり継続して行うこととなります。

指定する期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間。

指定管理候補者の概要は、議会資料の10ページに、また指定管理候補者が示した事業計画の概要を11ページに記載しておりますので御参照ください。

12ページをごらんください。

選定委員会を10月16日に開催しました。候補者のヒアリングを含め、厳正な審査を行ったあと採点した結果、600点中、439点。平均73.2点ということで、総合的に判断しまして、当団体を次期指定管理者の候補者として選定しました。

次に、議案第135号普通公園（川内地域、樋脇地域及び東郷地域）の指定管理者の指定について説明いたします。議案つづり、その2の

135-1ページをお開きください。あわせて、議会資料のほうは13ページになります。

指定管理者に管理を行わせる施設は、135-3ページから4ページの別表に記載のとおり、丸坊緑地を含む普通公園58公園で、指定管理者に指定する団体は、公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社で、当団体は、現在の指定管理者であり継続して行うこととなります。

指定する期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間です。

指定管理候補者の概要、あと指定管理候補者が示した事業計画の概要につきましては、13ページ、14ページに記載しておりますので御参照ください。

15ページをごらんください。選定委員会を10月16日に開催しまして、候補者のヒアリングを含め、厳正な審査を行ったあとで採点した結果、600点中、423点。平均70.5点ということで、総合的に判断して、当団体を次期指定管理者の候補者として選定いたしました。

次に、議案第136号普通公園（樋脇地域）の指定管理者の指定につきまして説明いたします。議案つづり、その2の136-1ページをお開きください。議会資料は16ページになります。

指定管理者に管理を行わせる施設は、136-3ページの別表に記載のとおり、小野河川公園を含む普通公園12公園で、指定管理者に指定する団体は、社会福祉法人拓洋会で、当団体は、現在の指定管理者であり継続して行うこととなります。

指定する期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間です。

指定管理候補者の概要は、議会資料の16ページに、また指定管理候補者が示した事業計画の概要は17ページに記載しておりますので御参照ください。

18ページをごらんください。

選定委員会を10月16日に開催し、候補者のヒアリングを含め、厳正な審査を行ったあと、採点した結果、600点中、448点。平均74.7点ということで、総合的に判断しまして、当団体を次期指定管理者の候補者として選定いたしました。

次に、議案第137号普通公園（東郷地域）の指定管理者の指定について説明いたします。議案つづり、その2の137-1ページをお開きくだ

さい。あわせて議会資料の19ページもごらんください。

指定管理者に管理を行わせる施設は、137-3ページの別表に記載のとおり、船倉公園を含む普通公園5公園で、指定管理者に指定する団体は、斧淵地区コミュニティ協議会で、当団体は、現在の指定管理者でもあり継続して行うこととなります。

指定する期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間です。

指定管理候補者の概要につきましては、議会資料の19ページに、また指定管理候補者が示した事業計画の概要を20ページに記載しておりますので御参照ください。

21ページをごらんください。

選定委員会を10月14日に開催し、候補者のヒアリングを含め、厳正な審査を行ったあとで採点しました結果、600点中、465点。平均で77.5点ということで、総合的に判断して、当団体を次期指定管理者の候補者として選定いたしました。

次に、議案第138号普通公園（里地域）の指定管理者の指定について説明いたしますので、議案つづり、その2の138-1ページをお開きください。議会資料は22ページになります。

指定管理者に管理を行わせる施設は、138-3ページの別表に記載のとおり、トンボロの里みなと公園を含む普通公園7公園で、指定管理者に指定する団体は、開発供給株式会社で、当団体は、今回新たな応募者でありましたが、既に市の他の施設の指定管理者としての管理実績を有しております。

指定する期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。

指定管理候補者の概要は、議会資料の22ページに、また指定管理候補者が示した事業計画の概要を23ページに記載しておりますので御参照ください。

24ページをごらんください。

選定委員会を10月15日に開催し、候補者のヒアリングを含め、厳正な審査を行ったあとで採点した結果、600点中、448点。平均74.7点ということで、総合的に判断して、当団体を次期指定管理者の候補者として選定いたしました。

次に、議案第139号普通公園（上甌地域）の指定管理者の指定について説明いたします。議案つづり、その2の139-1ページをお開きください。あわせて、議会資料は25ページのほうもごらんください。

指定管理者に管理を行わせる施設は、139-3ページの別表に記載のとおり、むつみ公園を含む普通公園9公園で、指定管理者に指定する団体は、昌和建設株式会社で、当団体は、現在の指定管理者であり継続して行うことになります。

指定する期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5箇年間です。

指定管理候補者の概要は、議会資料の25ページに、また指定管理候補者が示した事業計画の概要を26ページに記載しておりますので御参照ください。

27ページをごらんください。

選定委員会を10月15日に開催し、候補者のヒアリングを含め、厳正な審査を行ったあとで採点した結果、600点中、461点。平均76.8点ということで、総合的に判断しまして、当団体を次期指定管理者の候補者として選定いたしました。

次に、議案第140号普通公園（下甌地域）の指定管理者の指定について説明いたします。議案つづり、その2の140-1ページをお開きください。あわせて、議会資料は28ページになります。

指定管理者に管理を行わせる施設は、140-3ページの別表に記載のとおり、下甌しんきろうの丘公園を含む普通公園17公園で、指定管理者に指定する団体は、太伸建設株式会社で、当団体は、現在の指定管理者であり継続して行うこととなります。

指定する期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間です。

指定管理候補者の概要は、議会資料の28ページに、また指定管理候補者が示した事業計画の概要を29ページに記載しておりますので御参照ください。

30ページをごらんください。

選定委員会を10月24日に開催し、候補者のヒアリングを含め、厳正な審査を行ったあとで採点した結果、600点中、406点。平均67.7点ということで、総合的に判断しまして、

当団体を次期指定管理者の候補者として選定をいたしました。

次に、議案第141号普通公園（鹿島地域）の指定管理者の指定について説明いたします。議案つづり、その2の141-1ページをお開きください。あわせて、議会資料の31ページもごらんください。

指定管理者に管理を行わせる施設は、141-3ページの別表に記載のとおり、花瀬緑地公園を含む普通公園10公園で、指定管理者に指定する団体は、太伸建設株式会社であります。当団体は、現在の指定管理者であり継続して行うこととなります。

指定する期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間です。

指定管理候補者の概要は、議会資料の31ページに、また指定管理候補者が示した事業計画の概要を32ページに記載しておりますので御参照ください。

33ページをごらんください。

選定委員会を10月24日に開催し、候補者のヒアリングを含め、厳正な審査を行ったあとで採点した結果、600点中、430点。平均71.7点ということで、総合的に判断しまして、当団体を次期指定管理者の候補者として選定いたしました。

今回、11区分の募集をいたしましたが、10区分については、現在実施、行っている団体が継続して募集いただき、今回、候補者として選定いたしました。

1団体につきましては、新しい団体でしたが、市の施設の指定管理の実績があるということで、今回選定させていただきました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○委員長（宮里兼実）** 御苦労さんでした。

ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（谷津由尚）** 1点だけです。

この審査項目の一番目、「事業計画による施設の運営が市民の安全と平等利用の確保を図るものであるか」という配点が60点なんですけど、どの事業者さんもここ満点がないんですけど、これって普通、満点じゃないんですか、ここは。平等

に使えるような環境になってるということなんですか。そういうことはないと思うんですけど。

いや、単純な質問です。2、3、4、5は、これはもう満点というのは、なかなか難しいだろうと思うんですけど、いかがでしょうか。

**○建設整備課長（四元新一）** これは、大きな項目で安全性や公平性の確保を図るものという形なんですけど。この中には、いろいろと危機管理マニュアル等をしっかりとつくっているとか、まだこの中身が細かく分かれておりまして、その中でまた、年に防災訓練等実施しているとか、あと公平公正性にそういったことの記載事項がしっかりとあるとか。そういったところがございます、本来、単純に公平公正に利用させているかと、そこだけ見ますと、当然みんなそうされてるというふうに考えるとですけど、この大項目の中でまたちょっと小さいところ何項目がありまして、そこをずっと見ていきますと満点にならないという、まあ減点項目といいますかありまして、ちょっと説明がしづらいところなんですけど。大項目は5項目、当然、大項目がありまして、これにまたいろいろ小項目でいろんな内容の審査基準を持っておりまして、そこで細かく審査していくと満点になっていないということでございます。

**○委員（谷津由尚）** 後日で結構ですので、その一番目の細かい審査項目の資料をいただきたいんですが、いかがですか。

**○建設整備課長（四元新一）** わかりました。また中身の確認をしていただければと思います。

**○委員長（宮里兼実）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑は尽きたと認めます。

ここで、休憩をしたいと思います。再開は13時といたします。

~~~~~

午前11時49分休憩

~~~~~

午後 0時59分開議

~~~~~

○委員長（宮里兼実） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に質疑まで終了しましたので、これより討論・採決を行います。

まず、議案第131号天神池公園の指定管理者

の指定について、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第132号都市公園（川内地域及び樋脇地域）の指定管理者の指定について、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第133号都市公園（樋脇地域）及び普通公園（入来地域及び祁答院地域）の指定管理者の指定について、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第134号普通公園（川内地域）の指定管理者の指定について、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めるこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第１３５号普通公園（川内地域、樋脇地域及び入来地域）の指定管理者の指定について、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第１３６号普通公園（樋脇地域）の指定管理者の指定について、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第１３７号普通公園（東郷地域）の指定管理者の指定について、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第１３８号普通公園（里地域）の指

定管理者の指定について、討論・採決を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第１３９号普通公園（上甑地域）の指定管理者の指定について、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第１４０号普通公園（下甑地域）の指定管理者の指定について、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第１４１号普通公園（鹿島地域）の指定管理者の指定について、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めるこ

とに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実） 次に、審査を一時中止してありました議案第157号一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設整備課長（四元新一） それでは、議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算の建設整備課分について説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書、第5回補正の46ページをお開きください。

6款3項1目農業土木総務費ですが、補正額21万3,000円の増額で、補正後の額が1億340万7,000円となっておりますが、右側の説明欄に記載のとおり、農村公園管理費で、天神池公園の防護柵修繕や山田農村公園のブロワ修繕等に要する経費をお願いするものでございます。

次に、52ページをお開きください。

8款2項3目道路新設改良費ですが、補正額4,060万円の減額で、補正後の額が3億9,017万3,000円となっております。右側説明欄に記載の3事業について、いずれも国の補助事業における補助内示に伴い減額するものでございます。

次に、54ページをお開きください。

8款5項5目公園緑地費ですが、補正額2,840万円の減額で、補正後の額が3億196万5,000円となっておりますが、これも、右側説明欄に記載の2事業につきまして、国の補助事業における補助内示に伴い減額するものでございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に返っていただきまして、17ページをお開きください。

15款2項6目土木費補助金ですが、補正額9,367万1,000円の減額で、補正後の額が3億5,011万3,000円となっておりますが、建設整備課分は、1節道路橋梁費補助金

2,361万円の減額と、3節公園緑地事業費補助金1,570万円の減額で、右側の説明欄に記載の社会資本整備総合交付金及び公園施設整備事業補助金を、国の内示に伴う対象事業費の減にあわせて減額するものでございます。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたしますので、8ページをお開きください。

先ほど、各公園の指定管理者の指定について審査していただきましたが、これらは全て委託料制の施設でございまして、指定期間が複数年にわたることから、指定管理料の債務負担行為を設定する必要があります。そこで、第4表に記載のとおり、今回11件分について補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第157号平一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実） 次に、審査を一時中止してありました議案第169号一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設整備課長（四元新一） それでは、議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算の建設整備課分について説明いたしますので、予算に関する説明書の第6回補正の31ページをお開きください。

8款2項3目道路新設改良費の補正額が67万3,000円の増額となっておりますが、これは、右側の説明欄に記載のとおり、国家公務員の給与等に関する人事院勧告が出されたことに伴い、これに準じて職員8名分の給与改定経費等の予算を計上するものでございます。

次に、32ページをお開きください。

8款5項5目公園緑地費の補正額が26万円の増額となっておりますが、これも、右側説明欄に記載のとおり、同様の理由により職員3名分を計

上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第169号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○建設整備課長（四元新一） それでは、当課が所管いたします主な事業につきまして説明いたしますので、建設水道委員会資料の4ページをお開きください。

都市計画道路の駅前白和線の整備についてでございますが、平成20年度より着工しておりますが、平成23年度、平成24年度につきましては、横馬場田崎線の整備を先行するという形で一時休止状態となっておりますが、皆様御承知のとおり、ことし3月22日に横馬場田崎線の供用を開始しましたので、これに引き続き当路線の整備をまた再開しております。

5ページをお開きください。

計画平面図があると思いますが、今後のスケジュールにつきましては、今年度は、①から③の分の用地取得及び建物等の補償業務を行っております。関係者の協力がいただければ、来年度から本格的に工事に着手する予定としておりまして、平成27年度につきましては、新地橋。⑥ということで破線で丸く囲ってある橋梁部分ですが、このかけかえのために仮設橋を上流側にかけまして、あわせて仮設道路を設置します。⑤の破線でくくってある部分です。そこを設置しまして旧橋の撤去、新しい橋台の一部を施工いたします。

平成28年度が、橋台及び橋梁の上部工を施工し、平成29年度に、横馬場田崎線との交差点部分を含む既設道路との取り付け部の整備を全て行いまして、平成29年度内の完成を目指して、今進めているところでございます。

このほか、道路事業としましては、網津踏切の

拡幅整備、また社会資本整備総合交付金や一般道路整備事業等によりまして、地域より要望のありました路線の拡幅整備等を実施しております。

公園事業につきましては、天辰第一地区土地区画整理事業区域内で、三堂公園を今整備しております。あと久見崎町の久見崎公園、いずれも平成27年度完了予定としております。

また、今年度より、河川空間の有効利用を図るため、向田地区かわまちづくり事業として西開間都市緑地公園を含む周辺の整備も行っておりまして、こちらのほうが、平成29年度完成を目指して今整備を進めているところでございます。

公園管理につきましては、現在、都市公園、普通公園、農村公園、全部で192箇所管理をしております。都市公園につきましては、平成25年度より、公園長寿命化計画に基づきまして、遊具等の更新や施設の改修等を今実施しているところでございます。

以上が、当課が所管する事務です。簡単ではございましたけれども、説明をこれで終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（新原春二） 今、駅前白和線の説明をしていただきましたけれども、仮設橋ができて仮設道路をつくって、新しい橋桁をつくって橋をつくる。そして、あそこを広くしていくちゅうことですね。

そうした場合に、平成27年度で仮設をつくって、平成28年度で新しい橋脚をつくって橋をつくと。最終的に、日程的にはどのくらいで完成をしていくのか、年度的にしていくのかが、まず一つと。

もう一つは、仮設をつくった場合に、田崎から来るアンダーを通過して上がってくるこの交差点で信号機がありますよね。この信号機の生かし方は、どんな生かし方をされるのか、そこ辺をお知らせください。

○建設整備課長（四元新一） スケジュール的なものは、今おっしゃられた、平成28年度で橋梁をつくりまして、平成29年度で橋梁の前後、あるいは横馬場田崎線の交差点付近、この辺のすりつけ整備を行いまして、平成29年度末には供用開始したいと、完全なものにして。

あと、横馬場田崎の信号につきましては、仮設道路にあわせて、一旦また仮設を組むと。移設するという形で、一応考えております、信号については。

○委員（新原春二）いい方向に進んでいくので非常に期待をしているんですけども。ただ一つお願いをしたいのは、田崎のほうから上がってきた交差点にある信号機ですね。夕方になれば、太陽との交錯があってほとんど見えないちゅう状況があるんです。上向きで上がってくるもんだから、ちょうど太陽と信号機と重なって非常に見え方が悪いちゅうがあるので、そこら辺を、移設する場合は一考していただければありがたいと思います。お願いしておきます。

○建設整備課長（四元新一）今ののは、私も若干今でも感じているところでございます。今度また、仮設道路をつくるとき移設をしますが、その際、警察等とも協議をしながら、できるだけまぶしくないような形でできるように検討はしてみたいと思います。

○委員（大田黒 博）所管事務ですので、1点だけ。御陵下公園の進捗を教えてください。

○建設部長（泊 正人）大田黒委員のほうから、前の本会議で、一般質問で御陵下運動公園の整備についてということで、特に、フェンスにラバーをというようなことでございました。

そこには行き着いておりませんが、10月でしたか、全九州の軟式野球大会があったときに、ブルペンについては、二人投げられるブルペンの設置をしてもらいました。

市長のほうも、かなりフェンスのラバーについては気にしております、調査をなさいということにはなっておりますが、ただ、激突してけがをしたというのが、これまで聞いたことがなくて、御指摘があって1件ありましたので、その辺の詳細なところを調査している状況で、具体的にいつラバーをつけるというまでの予算措置まではまだ至ってないところでございます。

今後検討していくことになろうかと思います。

○委員（大田黒 博）けがにおいては、私も聞いた話で、中学生だったということで、皆さん、その当時、2年ぐらい前だということで、知っている人は知っておられるので、繰り返して言うようでしたけれども、事実でしたので少し早めに検討をお願いします。

○委員長（宮里兼実）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はつきたと認めます。

以上で建設整備課を終わります。御苦労さまでした。

○委員長（宮里兼実）ここで協議会に切り替えかえます。

~~~~~

午後1時22分休憩

~~~~~

午後1時22分開議

~~~~~

○委員長（宮里兼実）ここで本会議に戻します。

△建設維持課の審査

○委員長（宮里兼実）次は、建設維持課の審査に入ります。

△議案第142号 市道路線の廃止及び認定について

○委員長（宮里兼実）まず、議案第142号市道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設維持課長（永田一朗）前のほうで大きな図面を利用させていただいて、説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（宮里兼実）はい、どうぞ。

○建設維持課長（永田一朗）それでは、議案第142号の説明をさせていただきます。

議案つづりのその2の142-1ページ、あと、その次のページ以降に認定と廃止の位置図を添付してございます。そちらもごらんいただきながら、こちらのほう大きく図面をつくっております。これも見ていただいて説明させていただきたいと思います。

議案第142号市道路線の廃止及び認定についてでございます。今回、市道路線の廃止が2路線、それと認定路線が4路線でございます。

まず、廃止及び認定する路線のうち都山口線について御説明をさせていただきたいと思います。位置図では、1枚目と4枚目でございます。こちらの図面で説明をさせていただきたいと思います。

こちらが国道3号でございます。薩摩川内市の都インターチェンジがこの部分でございます。水引のほうに行くということで、現在の道路は黒で

表示してございます。こちらを起点としまして、都公民館の横を通り過ぎてここまででございます。

今回、西回りの整備に伴いまして、ここに、今まで里道だったんですけど、ここがアンダーになってまして、橋梁を整備をさせていただいております。この既存の終点の部分のこの部分を、今回新たに認定させていただきたいということで、延長としまして178メートルございます。この橋梁の部分につきましては、RCのアーチ橋、鉄筋コンクリートのアーチ橋でございますけど、幅員が4メートル、延長にしまして70メートルございます。この部分を取り組んで新たに認定を行うということでございます。

この黒を廃止して、赤の部分でまた新たに認定を行う。同じ路線につきまして、廃止して、また新たに認定をする作業を行っておりますが、これは道路法によりまして、起点もしくは終点を変更する場合におきましては、既存の路線を廃止した上で、また新たに認定をする手続をするようにということになっておりますので、こういう形になっております。よろしくお願いします。それが一つです。

次に、同じく廃止及び認定する路線のうち、今度は上之段線と、関連します認定路線の大浦線について御説明申し上げます。

上之段線と大浦線ですけど、ここが貝池になります。甕島のほうの県道瀬上里線という、こういう形で今バイパス工事を行っておりますが、ここが長目の浜の横の貝池です。その横に県道がございます。

既存の上之段線につきましては、今のこの黒のところ、これが今の既存の道路です。旧浦内小学校がここになります。

今回の道路工事に伴いまして、ここの部分、一応取りつけになるんですけど、そこの部分が完了したことに伴いまして、起点の部分延長して終点までという形でございます。この黒を廃止して、赤の部分でまた新たに認定をさせていただきたいと、そういうことです。

それと、既存の県道がこうありました、大浦線ですけど。今度新たに大浦線を認定するんですが、ここの残った部分について、県道のバイパス道路が整備したことに伴いまして、残った県道の部分について、市道にほうに一応引き継いで、新たに市道認定をさせていただきたいと、そういうこ

とでございます。

最後に、草道原田線について説明をさせていただきます。位置図については3枚目になりますけど。

こちらのほうが国道3号線、この道路の横に原田川があります。南九州西回り自動車道の水引のインターチェンジがここになります。ここがインターチェンジと3号線との接続の場所です。

こちらの赤線の部分について、今回新たに認定をさせていただきたいということの提案でございますが、本路線につきましては、昭和61年10月に、川内の右岸地区の圃場整備のために、市道の廃止を行って農道に認定変更を行った路線でございます。その後に、圃場整備完了後も市道に認定されずにそのまま存置されていたものでございまして、今回、地元からの要望もありまして、今後の維持管理も考慮しまして、新たに市道として認定を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がりましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（谷津由尚）** 今御説明いただきました草道原田線ですけど、現状は農道ということで、市道に認定する場合の規格がありますよね、市道の。幅員とか、道路の構造とか、砂利の構成とか、そういうのは合格してるんですか。

**○建設維持課長（永田一朗）** 先ほど谷津委員のほうから質問されました、市道認定の基準について説明しますと、道路幅員については4メートルというのがございます。それと、側溝が整備されていることだったりとか、あと舗装が整備されているという形のものです、おおむねこの部分について、市道に認定する場合においては、民間個人の方々が開発行為をして、道路に一応市道認定として行う場合でございます。

ここの路線につきましては、延長的には1,330メートル、幅員が1.6から9メートルという形で、この1.6というのは、上流のほうの道路の幅員でございますけど、幅員的には、その部分についてはクリアはしていませんけど、前々からその部分については市道だったということで、今回も市道という形で認定をお願いしているところでございます。

○建設部長（泊 正人）少し補足しますと、課長からありましたとおり、県営の圃場整備事業をするために、その区域内にあった市道というのは、一旦農道に落として圃場整備事業をしないとイケないんです。そして、完了した時点で戻さないといけなかったんですけども、それを市道に戻してなくて、そのまま農道でしとったものから、たまたま地元から、市道にしてもらったほうが今後要望とかもやりやすいということでした。

私が耕地課にいたころ、何か戻してなかったみたいところでございまして。

○委員長（宮里兼実）ほかに。

○委員（新原春二）ここは、西回りは今直前まで来てて、これからまた西回りがずっと伸びていく方向なんですけど、その先がまだ手つかずで、どこをどう通っていくかもはっきりわからないと思うんですけども、ここもどうせ西回りの何らかの接点がありますよね。そうした場合に、それとは全く今別でされているのか、そこ辺も想定をされているのか、どうですか。

○建設部長（泊 正人）先ほどの建設政策課のところで、水引阿久根間が、今後一括採択を目指しているということで、机上で絵は描かれております。今後採択されれば、測量設計に入って、交差する市道、河川、里道、水路、全てにおいて、管理者と協議が行われます。それを、先ほど須田課長が、図面の段階でちゃんとしていこうという話でございました。恐らく、現在の高江から水引までの西回りの高さから言いますと、今の路線については上を通りますから、ボックスか何かで交差する形になるかと思います。

その辺の協議は今後出てまいります。

○建設維持課長（永田一朗）都から、今回高江の部分が供用されますけど、その部分については、国のほうと協議した中で、その中では、1路線だけを市道認定するという作業だけでございます。

○委員長（宮里兼実）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はつきたと認めます。これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めるこ

とに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止してありました議案第157号一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設維持課長（永田一朗）それでは、議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算の建設維持課分について御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明いたします。予算に関する説明書、第5回補正の52ページをお開きください。

8款2項2目道路維持費ですが、補正額2億円の増額で、補正後の合計が7億1,756万4,000円となっております。これは、右側の説明欄に記載してございますが、道路維持費の15箇月予算として、委託料500万円と、工事請負費1億9,500万円の合計2億円の増額補正を計上しております。

これは、公共事業の施工時期の平準化を図るとともに、市内全域の市道の側溝、舗装等の維持修繕を行い、引き続き交通の安全の確保と生活環境の向上を図るものでございます。

なお、予算概要の7ページにも記載されておりますので御参照ください。

続きまして、予算書の53ページをお開きください。

8款3項1目河川総務費ですが、補正額3,000万円の増額で、補正後の合計が1億5,197万円となっております。これは、右側の説明欄に記載のとおり、急傾斜地崩壊対策事業に伴う委託料300万円と、工事請負費2,700万円の合計3,000万円を、県より県単急傾斜地崩壊対策事業補助金として、追加の内示を受けたものでございます。

工事箇所としましては、楠元町の池平地区ほか1箇所の委託及び工事に係る経費でございます。

なお、予算概要の7ページにも記載されておりますので御参照ください。

続きまして、歳入について御説明をいたします。  
前に戻っていただきまして、予算に関する説明書の19ページをお開きください。

16款2項6目土木費補助金、2節の河川費補助金ですが、補正額1,350万円で、補正後の合計が8,418万9,000円となっております。これは、右側説明欄に記載してありますが、先ほど歳出で説明をいたしました、県から追加の内示を受けました、急傾斜地崩壊対策事業補助金の1,350万円でございます。補助率につきましては、2分の1でございます。

続きまして、繰越明許費補正について御説明をいたします。

予算に関する説明書の前の7ページをお開きください。

8款2項道路橋梁費、道路維持補修事業2億円につきましては、先ほど歳出で説明いたしました、道路維持費の15箇月予算で、公共事業の施工時期の平準化を図るため繰り越しをするものでございます。

次に、その下に記載してあります、8款3項河川費、急傾斜地崩壊対策事業4,000万円についても、同じく先ほど、歳出歳入で説明いたしましたが、県から追加の内示を受けた2箇所の急傾斜地崩壊対策事業の委託と工事請負費で、年度内の完成が見込めないため繰り越しを行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（新原春二）** 構成替えしてから初めてです。確認をしておきたいんですけども。道路維持の関係で、平成25年度までの、平成26年度に積み残しの件数と、平成26年度になってからの申請件数、それはどの程度あって、今現在どの程度残っているのか、そこら辺ちょっとお知らせいただけませんか。

**○建設維持課長（永田一朗）** それは、要望件数ということでよろしいんですか。しばらくお待ちください。

新原議員の質問にお答えいたします。

平成25年度の要望件数が、全体で995件ございます。執行しましたのが814件でございます。

そのうち、未処理の部分が181件でございます。執行率としましては、昨年度につきましては、995件のうち81%の執行をしてございます。保留について、18%ほど残ってて、平成26年度送りになっていると、そういうお話でございます。

平成26年度の要望件数については、11月末現在で720件ございます。そのうち、処理済みが483件でございます。67%処理をしてございます。

以上でございます。

**○委員（新原春二）** 相変わらず市民の要望が、ここにはかなり多いと思って期待もしてるんですが。今回、15箇月予算を含めて2億円の追加が出ておりますけども、非常に大変忙しい中で、前年度18%の残ということでしたので、だんだん15箇月予算の関係がきいてきているのかというふうに、残が少なくなったということについては非常に喜ばしいことであります。

件数が多いですので、本当に、今維持課のほうも毎日頑張ってもらっておりますんで、さらにまた残が少なくなるように、またよろしく願います。要望です。

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はつきたと認めます。

ここで、議案第157号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

---

△議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（宮里兼実）** 次に、審査を一時中止してありました議案第169号一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

**○建設維持課長（永田一朗）** それでは、議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算の建設維持課分について御説明申し上げます。

予算に関する説明書、第6回補正の31ページをお開きください。

8款2項1目道路橋梁総務費でございます。補正額97万9,000円で、補正後の合計が1億883万2,000円となっております。これは、右側の説明欄に記載のとおり、国家公務員の給与等に関する人事院勧告が出されたことに伴い、職員12名の給与関係調整の予算を計上してございます。

次に、予算に関する説明書の４２ページをお開きください。

１１款２項１目現年公共土木災害復旧費でございます。補正額３６万８,０００円で、補正後の合計が３億１,１２２万２,０００円となっております。これも、先ほど説明しました、国家公務員の給与等に関する人事院勧告が出されたことに伴い、職員４名分の給与関係調整の予算を計上してございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで、議案第１６９号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○建設維持課長（永田一朗）それでは、建設維持課分の平成２６年度の予算及び主な事業の進捗状況について御説明をいたします。資料はございませんが、申しわけございませんが口頭で説明をさせていただきますと思います。

まず、平成２５年度からの繰越分でございます。道路維持費の１５箇月予算、あと急傾斜地崩壊対策事業、これが３箇所ありました。それと、公共災害復旧工事が４箇所ございました。これにつきましては、ことしの６月までに全て工事を完成執行しております。

次に、平成２６年度の当初予算の道路維持費について説明をさせていただきます。

舗装や側溝の修繕工事になりますが、ここの分でいいますと、件数が４５８件ございます。約９３％の進捗率でございます。

道路の伐採の業務委託がございますが、ここにつきましては、本年度、現在で９３件、執行率でいいますと９２％の執行を行っております。

それと、ガードレールやカーブミラー、区画線、交通安全対策工事ということで、交通安全施設費を計上してございますが、ここにつきましては

７２件執行してまして、執行率が約８２％執行してございます。

先ほども、新原委員のほうからも説明がございましたが、要望の件数については先ほど説明しましたが、その内容について、多いものから申し上げますと、ポケット補修や舗装の修繕、これが一番多いです。次に側溝の蓋板の設置、側溝の修繕、次にガードレール、カーブミラー等の交通安全の要望、あと多いのが道路河川の伐採、しゅんせつ、そういうものがほとんどでございます。

次に、昨年度も、一般質問の中で河川の寄り州除去、河川の愛護作業の軽減はできないかということで御意見をいただいております。そこで、ことしの当初予算につきましては、河川の伐採に係る経費としまして、昨年度から１００万円アップして３００万円計上を行っております。それと、河川しゅんせつに関しましては、昨年度と比べて９００万円のアップで２,５００万円ということで、増額を図ったところでございます。

結果、１１月現在で、河川の伐採を９箇所実施しております。それと、河川のしゅんせつを２４箇所実施しております。昨年度につきましては、河川伐採は８箇所、河川しゅんせつについては１１箇所で行ってまいりました。そういう形で、多い箇所で作業はさせていただいてると、そういう状況でございます。

それと、急傾斜地崩壊対策事業については、当初予算で３箇所工事費をいただいておりますが、祁答院の矢立農村公園のせせらぎの里の近くの大山ノ口、それと川内の冷水地区、それと東郷の山田下地区、いずれも工事がもう完成してございます。

この中の祁答院の大山ノ口地区と冷水地区につきましては、対策工事は全て本年度で完了したところでございます。

それと、ことしの６月補正にて計上をいたしました、川内の山ノ口地区、それと喜入の２地区については、工事中で、来年１月の完成の予定でございます。

それと、内水対策工事についてでございます。内水対策中長期ビジョンを昨年度作成しております。それに基づきまして、本年度、中郷地区をメインにして事業を実施してございます。

工事につきましては、中郷の上池の斜樋の工事、それと中郷地区の中の区画整理区域内でございま

すが、都市下水路の接続の工事、それと上五代の排水路の工事を予定しております。工事につきましては12月の発注を考えてございます。

最後に、橋梁の長寿命化についても建設維持課の事業でございますが、これにつきましては、橋梁の長寿命化の計画を昨年度作成しております。この計画に基づきまして、本年度、開戸橋ほか6橋について、補修設計業務委託を発注してございます。2月末の工期で成果が出る予定でございますので、本格的には平成27年度から補修工事に着手したいと考えております。

最後になりましたが、災害については、ことしも台風、豪雨等がございましたが、大きな公共災害には至っておりませんでした。ことは公共災害についてはございませんでした。

引き続き、災害対応、施設の維持管理等につきまして、市民の安全安心を大事に精一杯取り組んでまいりたいと考えております。

以上で所管事務報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（大田黒 博）** 今、建設維持課長が来る説明されました。予算等を増額しながら地域の要望に答えていただく、大変ありがたいと思っておりますし、感謝しております。

1点だけ。市がそうして事業できる、要望によって対応できるところは、それでぜひお願いしたいんですが、地域的に大変困っていることがございます。と言いますのは、県が寄り州で予算を組みまして、その計画をもらってはいるんですけども、なかなか地元の寄り州、あるいはそういうものが進んでいかない。

実は、県河川の河川敷の雑草あたりの伐採をお願いしたんですが、出水市まで含めて、振興局が言うには2,000万円しかないんですと。到底その前後はできませんということで、言われたことは、地元でやるしかないですちゅうようなことを言われてるんですが、コミ協の会長を含めて、頭を抱えておられます。「大田黒いけんかできんとか」ちゅうことでしたけども、結構大きな木も伸びて、河川敷がもう山のようになっているところがあるわけです。

だから、県の方々に、どういう形で申したい

いのか。「はい、わかりました」って、それぐらいしかないのか。市でそういうようなのをお持ちなら、そういうふうにどんどん進んでいく中に、取り残されてたり、大変見苦しい地点になっていくなど。「自分たちでしてください」って、今度どうやってそういうのを、対応をクリアしたらいいのか、大変困っておられますので、分かる範囲で、少し方向性があったら教えていただきたい。

**○建設部長（泊 正人）** 県河川の話になってきますと、建設政策課が窓口なのかなと思いますけれども。祁答院地区だけでなく、他の地区からも、同様の御意見、要望がありますので、1回取りまとめて、市長名なりで、下協議をしてから、1回、そういう形で県のほうに申し上げたいと思います。

**○委員長（宮里兼実）** いいですか。

**○委員（谷津由尚）** 所管事務全般ということで、これも、もしかすると建設政策課になるかもしれません。

今、南九州西回り自動車道が、来年3月で、都高江間が接続、供用開始になります。そうしたときに、水引インターのところ、3号線との接続が、御存じのとおり大変広くきれいに整備された交差点なんです、信号がないんです。あの辺が十分詰まるんじゃないかという気がして、そこは何か今お考えなのかどうかを、市として。

**○建設部長（泊 正人）** 一昨年、供用開始した時点から、国土交通省あるいは公安委員会のほうも、その辺はもう頭に入っておりまして、恐らく都・高江間の供用を待って、交通量がふえてくるでしょうから、その辺での対応になるうかと思えますけれども。確実にいつか、予算化されてるちゅう情報は入っておりませんので、確認をしたいと思えます。

**○委員長（宮里兼実）** いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はつきたと認めます。

以上で建設政策課を終わります。御苦労さまでした。

ここで協議会に切り替えます。

~~~~~

午後1時56分休憩

~~~~~

午後1時57分開議

~~~~~

○委員長（宮里兼実）ここで本会議に戻します。

△都市計画課の審査

○委員長（宮里兼実）次は、都市計画課の審査に入ります。

△議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）まず、審査を一時中止してありました議案第157号一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○都市計画課長（山村昭一郎）議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、都市計画課に係る、初めに歳出について御説明申し上げますので、予算書、予算に関する説明書、第5回補正の54ページをお開きください。

8款5項1目都市計画総務費の説明欄をごらんください。事項、都市計画総務費の公共サイン整備事業において、執行見込みに伴う電源立地地域対策交付金の充当額の変更等により、工事請負費500万円を減額するものでございます。

次に、同じく2目街路費は、中郷五代線整備事業費におきまして、一般国道3号との接続等に係る鹿児島国道事務所及び県公安委員会との実施協議に詳細設計が必要となり、委託料500万円を増額するほか、国庫補助内示に伴いまして、土地購入費3,700万及びつけかえ道路受託合併工事負担金5,420万円をそれぞれ減額するものでございます。

続いて、歳入について御説明いたしますので、前に戻っていただきまして、17ページをお開きください。

15款2項6目2節都市計画事業費補助金は、中郷五代線整備事業に係る社会資本整備総合交付金の内示に伴い、5,181万1,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（谷津由尚）今ほど御説明ありました土木費補助金の都市計画事業費補助金5,181万1,000円の減額ということで、これは、予定に

対して内示金額がこれだけ下回ったということですね。

○都市計画課長（山村昭一郎）そのとおりです。

○委員（谷津由尚）この原因というのは何なんですか。

○都市計画課長（山村昭一郎）要望としては上げてたんですけど、原因が何かと言われたらあれですけど、内示額としてこれだけしか来なかったというふうなところでございます。

○委員（谷津由尚）ということは、この5,100万円分の事業ができないということに当然なりますよね。その調整というのは、問題は起こってないですか、今のところ。

○都市計画課長（山村昭一郎）現時点で、お金が足りないことによって進んでないというふうな状況は起きてないです。

今年度来なかった分については、当然、来年度要求していくというふうな形をとりますので、来たお金の範囲内で事業調整しながら実施していくというふうなところになってございます。

○委員長（宮里兼実）ないですか。

○委員（川畑善照）予算とも関連すると思うんですけど、中郷五代線の後残った土地の、現在契約して、売却したパーセンテージ、あと残りがどれぐらいかと。3号線入り口のものとの相信。その後、市比野温泉病院が買い取った、あそこはもう解体中ですが、あそこは済んでると思います。ほかのところのパーセンテージを教えてください。

○都市計画課長（山村昭一郎）後ほど所管事務報告におきましても、御説明する予定でございましたけれども、用地につきましては、今、中郷五代線、道路事業に係る用地としては75%が完了しているというふうな状況でございます。

今おっしゃられた太平橋から下流の相信の、あそこにつきましては、国のほうで用地買収等を行っているというふうな状況でございます。

○委員（川畑善照）関連するんですけど、予算と関係ないんですけど。いずれにしても、先ほど言おうとしましたが、あそこの出入り口の混雑が予想されるんですけど。信号機の問題、3箇所になるわけですが、その具体的考え方を教えてください。

○都市計画課長（山村昭一郎）あそこの交差点が3箇所になるというふうなところで、ことしの5月に、もともと公安からの指導としましては、

ちょうど真ん中になります大小路18号線、マルゼン商事さんがあるところ、あそこについては信号機を撤去するようというふうな御指導がございました。

その撤去に当たっては、当然住民の皆さんの理解を得て撤去するようという御指導がありまして、ことしの5月に、住民の皆さんに対して御説明申し上げたところ、やっぱりあそこを撤去することによって、逆に中側の交通が渋滞が発生予想されて、危険になるのではないかというふうな話。それから、やっぱり不便になるというふうなところから、信号を残していただきたいというふうな強い要望がございまして、それを受けまして、市としましても、やっぱり残したほうが、最終的に、交差点は3箇所になるんですけれども、市道のほうも含めて安全に通行できるのではないかというふうに考えまして、今警察と協議中というふうなところでございます。

残す方向で、市としては協議をしているというふうな状況で、また、公安とのやりとりの中で、おおむね方向性が見えた段階で、住民の皆さんには再度御説明を申し上げたいというように考えているところでございます。

○委員（川畑善照）今言われたとおり、残そうとされているんですが、その結果によっては、地域の方々に十分納得いくようなやり方で、右折禁止になると、大変な混雑が出るということを聞いておりますので、そこのところ十分配慮をいただいて、地元との交渉をしっかりと進めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（宮里兼実）質疑はつきたと認めます。

ここで、議案第157号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止してありました議案第169号一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○都市計画課長（山村昭一郎）議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、都市計画課に係る歳出について御説明申し上げますので、予算書、予算に関する説明書、第6回補

正の32ページをお開きください。

8款5項1目都市計画総務費の説明欄をごらんください。事項、都市計画総務費において、人事院勧告に伴う一般職員の給与改定等に係る職員給与等104万3,000円を増額するものでございます。

なお、歳入予算の都市計画課に係る今回の補正はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで、議案第169号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○都市計画課長（山村昭一郎）所管事務調査につきまして、配付資料はございませんけれども、3件報告させていただきたいと思っております。

図面を張って説明をいたしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（宮里兼実）はい、どうぞ。

○都市計画課長（山村昭一郎）まず、中郷五代線の状況につきまして御説明申し上げます。

平成23年度から用地買収に着手しまして、現在まで川内川河川事務所の引き堤事業と協働で進めてきております。そこを中心に現在の状況を御説明申し上げます。

まず、用地の状況ですけれども、先ほども御説明させていただきましたとおり、平成26年の11月末現在で、用地取得率75%というふうなところで、今年度末を目標に、太平橋までの用地買収を行う予定で順調に進めてきているというふうなところでございます。

また、工事に関する状況でございますけれども、道路築造工事につきましては、河川改修とあわせて実施するというふうなところで、——天体橋、これが天大橋になりますけれども——天大橋の上流から新幹線のちょっと上流まで、この

400メートル区間につきまして、ことしの7月22日付で、九州地方整備局と合併受託工事に係る基本協定を締結しております。

また、そのうち天大橋の下流から河川事務所の前の付近でございますけれども、この240メートル間につきまして、今年度の当該工事に係る協定を締結し、それを踏まえて、ことし9月末に工事が発注されているというような、現在着手されているというふうな状況でございます。

事業の完了につきましては、中郷五代線につきましては、平成28年度末完了というところで事業認可を受け事業を進めてきているところでございますけれども、国の河川事業との事業調整などにより、二、三年程度延伸が必要というふうなところで、来年度、事業延伸に係る事業認可変更の手続を行うことを考えております。

なお、今後、住民の皆様、工事が進むことによって新たな意見も、また質問等も生まれてくると思いますので、そこにつきましては、いろんな御意見を伺いながら進めていきたいと考えております。

続きまして、2件目でございます。

薩摩川内都市計画マスタープランの策定状況について御報告させていただきます。

平成16年度の市町村合併後、本市には、川内都市計画区域、それから樋脇都市計画区域、入来都市計画区域、この三つの都市計画区域が指定されており、その三つの都市計画に対する整備の方針を定めた薩摩川内都市計画マスタープランを、平成18年度に策定したところでございます。

ことし、三つに分かれていた都市計画区域の統合、それから、あわせて開発が進んでおります斧淵地区、それから永利・塔之原地区、それから日之丸周辺地区につきまして、新たにそこを加えまして、一つの薩摩川内都市計画区域というふうなところで、ことしの10月10日に変更したものでございます。

これに伴いまして、都市計画マスタープランを、ことし、それから来年の2箇年にかけて策定することで、現在作業を進めているというふうなところでございます。

作業状況としましては、より多くの市民の意見を反映させるということを目的としまして、応募いただいた市民によるワークショップの開催、それから学識者等の専門家で構成する委員会等を複

数回行い、最終的に薩摩川内都市計画審議会での審議を予定しておるところでございます。

現在、第1回目のワークショップを実施して、今後委員会を実施する予定でございます。

今後は、市民や専門家の意見を伺いながら、よりよいものをつくっていききたいというふうに考えてございます。

最後に、3件目でございます。

一般国道3号御陵下地区景観整備事業の進捗でございます。

この事業につきましては、国道3号において、国土交通省鹿児島国道事務所が行う無電柱化事業とあわせまして、向田地区、大小路地区と、順次バス停上屋などの景観整備を図ってきているものでございます。

当該事業につきましては、今回、国道267号交差点から風口交差点までの区間につきまして昨年度より事業化され、地元住民による協議会などと協議しながら進めているところでございます。

工事の内容としましては、鹿児島国道事務所により電線等を地中に通すまでの管路やボックス、透水性のカラー舗装、それから照明灯を行っていただき、市としましては、歩道の景観整備事業を主として、バス停上屋6基、それからベンチ10基のほか、市の町並みの説明及びマップ等を載せた案内板2基などの設置を行うこととしております。

工事の完成につきましては、現時点では、鹿児島国道事務所及び市とともに、今年度末での完成を目指しているところでございますけれども、電線管理者による電柱の撤去工事、またそれに伴う残工事については、来年度となる見込みでございます。

工事に際しましては、通行者の安全対策を十分に図りながら実施していきたいと考えております。

簡単でございますけれども、一般国道3号御陵下地区景観整備事業の報告をさせていただきます。

以上で報告は終了となります。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（川畑善照） 大小路地区の国道267号交差点までを電線地中化と、歩道をカラー舗装されると聞きましたが、そうなった場合に、ほとんど駐車場があるところは、車が出入りします。歩

行者がスリップしないような、カラー舗装でよく起こり得るのは、歩行者の転倒とか、あるいはバリアフリーの問題とか、車の出入りとか、そのところが物すごく問題になると思うんですが、そういうところは十分配慮されてるんでしょうね。

○都市計画課長（山村昭一郎）国道事務所が基本的には行う事業ではございますけれども、そういうふうなところにつきましては十分に考慮されているというように考えております。

○委員長（宮里兼実）いいですか。

○委員（新原春二）3箇所の説明がありましたけど、もう一つは、中郷五代線の関係で、工事がどんどん進んで、今からいくと思うんですけども、工事の進捗、今住宅が撤去されているんですが、あそこを、新しい道路を先に通してから引き堤工事に入っていけるのか、そこら辺の工事の進捗、どんな観点でいけるのか、そこをまず1点お知らせください。

○都市計画課長（山村昭一郎）中郷五代線、今回整備するところを全てつながった上で通すというふうなところではなくて、今とりあえず天大橋から下流の240メートルの区間を、先に今年度つくりまして、来年度、天大橋から上流を、今中郷のほうはもうできておりますので、そこまでつなげると。来年度いっぱい、イメージとしては河川事務所の前の通り、そこまでを来年度末での供用を目指す。そこから切り返しというふうな形で進めていくというふうなところでございます。

○委員（新原春二）地元の方々が心配されるのは、どんなふうにつけかえがされていくのかなということです。今、中郷五代線から開戸橋の下まで来ていますよね、中郷五代線が来てますよね。あれをずっと通して、JRの手前まで、河川事務所のあそこまで当面は持ってこられるんでしょうけども、それが大体いつごろになるのか。今の中郷五代線をいつまで使って、つけかえがどのくらいの時期になっていくのか、そこら辺のつけかえの関係はわかっていますか。

○都市計画課長（山村昭一郎）現時点での予定としましては、上流からずっと来まして、河川事務所のところまでを平成27年度末で供用開始させると。その後は、田原病院から、ちょっとおれんじ鉄道の関係がございまして、その部分につきましては最終年度のほうになってくるのでございますけれども、先に田原病院から下流側まで

を先に整備を行うと。最終的におれんじ鉄道の関係のところを、河川の事業と同じペースで進めるとしたら平成30年度程度に道路もなってくるといふようなところで、今、おおむね大体いけるだろうというふうなところは、河川事務所のところまで平成27年度末というふうなところは、おおむねその範囲内はいけるだろうというふうなところで事業を進めていると。

一応、道路の切りかえに関しましては、本年度も住民に対する説明会も行いました。また、今回の工事に関するところに住まれている方々への説明も、9月5日だったと思いますけれども、こういうふうな切りかえになりますというふうなところで御説明は、一応申し上げているところでございます。

○委員長（宮里兼実）ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はつきたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（森満 晃）今の中郷五代線で、おれんじ鉄道の部分の工程はどうなるんですか。やはりまた下を通すとか、その部分は。

○都市計画課長（山村昭一郎）構造的につきましては、当然、おれんじ鉄道のちょっと下をアンダーでくぐるような形になってきます。

実際、いつ工事が始まるのかというふうなところににつきましては、今河川事務所と一緒になりまして、おれんじ鉄道と協議を進めているところでございます。

○議員（森満 晃）じゃ実際の横馬場、あそみたいに結構時間がかかるような感じなんですか。

○建設部長（泊 正人）基本的には、横馬場田崎のようなアンダーになるんですが、あれほど深くは下がなくていいということでございました。2メートル前後じゃないかということでした。

横馬場田崎は複線、何本も線路がありましてあいう大型構造ですが、大小路のほうは単線ですので、そんなにはかからないというふうを考えております。

○委員長（宮里兼実）いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はつきたと認めます。

○建設部長（泊 正人）先ほどの建設維持課のところで、水引インターの信号の話をしたんですが、先ほど調べてもらいましたら、今回の開通に伴っ

て設置をする予定であるということらしいです。

○委員長（宮里兼実）以上で都市計画課を終わります。御苦労さまでした。

ここで協議会に切り替えます。

~~~~~

午後２時２１分休憩

~~~~~

午後２時２３分開議

~~~~~

○委員長（宮里兼実）ここで本会議に戻します。

△区画整理課の審査

○委員長（宮里兼実）次は、区画整理課の審査に入ります。

△議案第１６２号 平成２６年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実）それでは、議案第１６２号平成２６年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔）それでは、議案第１６２号平成２６年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

まず、歳出のほうから御説明申し上げます。

予算書、予算に関する説明書の１２７ページをお開きください。

１款１項１目土地区画整理事業費において、３,３００万円の減額補正をお願いしております。備考欄をごらんください。工事請負費３,３００万円の減額については、国の内示額に伴い工事請負費を減額するものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、前に戻っていただき、１２２ページをお開きください。

３款１項１目国庫補助金１,２６０万円は、国の内示額に伴い減額するものであります。

次のページ、１２３ページをお開きください。

４款１項１目県補助金１４万２,０００円は、国の内示額に伴い、県より土地区画整理事業補助金として収入するものであります。

次の１２４ページをお開きください。

５款１項１目一般会計繰入金２,４７３万

５,０００円は、歳出の補正に伴い財源調整により減額するものであります。

次の１２５ページをお開きください。

６款１項１目繰越金２５９万３,０００円は、前年度繰越金の確定により純繰越金を計上したものであります。

次のページ、１２６ページをお開きください。

８款１項１目土地区画整理事業債１６０万円は、国の内示額に伴い合併特例事業債を増額するものであります。

次に、１２８ページをお開きください。

第２表地方債補正については、起債対象額の増額に伴い限度額の変更をするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。これより討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第１６３号 平成２６年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第１６３号平成２６年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔）議案第１６３号平成２６年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算について御説明申し上げ

ます。

まず、歳出のほうから御説明申し上げます。

137ページをお開きください。

1款1項1目土地区画整理事業費において、390万円の増額補正をお願いしております。説明欄をごらんください。補償金390万円については、横馬場田崎線道路築造工事施工による、建物等損失補償金として、2件分、390万円を増額補正するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、前に戻っていただき、135ページをお開きください。

3款1項1目一般会計繰入金303万8,000円は、歳出の補正に伴い、財源調整により増額するものであります。

次の136ページをお開きください。

4款1項1目繰越金76万3,000円は、前年度繰越金の確定により純繰越金を計上したものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（宮里兼実）** 次に、審査を一時中止してありました議案第157号一般会計補正予算を

議題とします。

当局に補足説明を求めます。

**○区画整理課長（川畑 稔）** それでは、議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、区画整理課に係る一般会計補正予算の歳出について御説明申し上げます。

予算に関する説明書の54ページをお開きください。

8款5項3目土地区画整理費であります。備考欄をごらんください。天辰第一地区土地区画整理事業特別会計及び川内駅周辺土地区画整理事業の補正に伴い、一般会計から繰出金2,169万7,000円を減額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

ここで、議案第157号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

---

△議案第173号 平成26年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算

**○委員長（宮里兼実）** 次に、議案第173号平成26年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

**○区画整理課長（川畑 稔）** 議案第173号平成26年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

まず、歳出のほうから御説明申し上げます。

予算書、予算に関する説明書の84ページをお開きください。

1款1項1目土地区画整理事業費において、39万7,000円の増額補正をお願いしております。備考欄をごらんください。第6回補正予算については、議案第167号の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い補正額を計上しております。

す。当課の関係分として、給料、職員手当等ほか、共済費を計上しております。

次に、歳入について御説明申し上げますので、前に戻っていただき、８３ページをお開きください。

５款１項１目一般会計繰入金３９万７,０００円の増額補正については、財源調整により増額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第１６９号 平成２６年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止してありました議案第１６９号一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔）議案第１６９号平成２６年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、区画整理課にかかわる一般会計補正予算の歳出について御説明申し上げますので、予算に関する説明書の３２ページをお開きください。

８款５項３目土地区画整理費であります。備考欄をごらんください。

天辰第一地区土地区画整理事業特別会計の補正に伴い、一般会計から繰出金３９万７,０００円を増額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで議案第１６９号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔）それでは、天辰第一地区、天辰第二地区、川内駅周辺地区土地区画事業について、図面にて御説明させていただきたいと思います。

資料につきましては、建設水道委員会資料の６ページをお開きください。

それでは、御説明をさせていただきます。

まず、天辰第一地区土地区画整理事業から御説明させていただきます。建設水道委員会資料の６ページをお開きください。

目的については、後ほどお目通しをしていただきたいんですが、平成９年度から平成２８年度の施工期間でございます。区域面積が７５．４ヘクタール、平均減歩率が２９．０５％でございます。計画人口が４,５００人、建物戸数が４０４でございまして、残りは１戸でございます。それから、事業費が１８１億５,６００万円でございます。事業進捗率は現在８５％でございます。建物移転が９９％ということでございまして、現在まで都市計画道路、橋梁等の公共施設の整備を行っております。

また、寺前古墳の公園整備、墓地の整備などを中心に行っているところでございます。あと、天辰第二地区との地区界は、二地区と同時施行を考えておりますが。本年度２６年度ですけれども、現在、この赤の部分なんです、大体二地区との段差のところを整備を進めておりまして、中心的にはこの周辺の橋梁並びに道路、宅地の整備を行っ

ておりまして、平成27年度を含めましてある程度、仕上げていきたいということでございます。

残りが二地区との段差のところがありまして、現在この黄色いところの工事を進めているんですけども、高低差が12メートル程度ありまして、ここは天辰第二地区が整備をしないとなかなか次に進まない。それと、こちらにつきましても3メートルぐらいの段差がありまして、二地区と整備を進めることで平行に工事を進めていきたいということでございます。

それから、寺前古墳につきましても文化課のほうで現在進めているわけですが、一応区画整理課で工事は行っております。現在、来年の3月に向けてある程度道路等も整備を進めるということで行っているところでございます。あと、残りにつきましては笹脇墓地周辺、ここにつきましては墓地管理組合と現在協議を進めながら、今後の計画を話し合っているところでございます。

残りの個々につきましては、なかなか建物移転に時間を要していたんですけども、ようやく解決しまして本年度中に建物移転を進めていきたいというふうに考えておりまして。天辰第一地区につきましては今後橋梁を2箇所、本年度第2堅山橋の工事を発注する予定で、現在協議を行っております。第2三堂橋と新堅山橋につきましては、下部工は済んでいまして、来年度、平成27年度に上部工をかけるということで進める予定でございます。おおむね平成27年度である程度の形はできるのかなというふうに考えているところでございます。

次は、二地区について御説明申し上げます。しばらくお待ちください。

今、御説明しましたように、二地区と一地区の段差解消がありまして、これから左側が一地区でございます。二地区との段差解消はこの周辺が3メートルぐらい、この周辺が12メートルということで、今回は川内川の河川改修と平行に二地区の整備をするということで、6ページをお目通ししていただければよろしいんですが。現在のところ平成30年に事業着手をしようということで計画をしておりまして、平成26年度に都市計画決定を行うということで今、県、国と協議をしておりまして、平成27年の5月に都市計画決定、環境影響評価の告示・縦覧ということで進めておりまして今、県知事地の意見書待ちでございます。

それから、平成27年度、来年度でございますけれども、ここにつきましては国から河川交換金をもらう予定でございます、そのための建物の調査を行います。それから、実施計画、事業計画の作成を来年は進めていきたいということでございます。仮換地指定につきましては、平成29年度予定。それから、川内川河川交換金の締結を平成29年度で進め、平成30年度に本格的に着工したいということでございます。

現在、区域面積が50.9ヘクタール、それから地権者数が211名でございます。計画人口が2,340人、建物戸数が121戸ということでございます。平均減歩率が33%なんですけども、今後もこれも一地区が29%ですので、今後また調整をしていくということで今計画段階での減歩率でございます。

それから、平成26年の7月の24日、住民説明会を行っておりまして78名参加されました。それから、8月28日地権者説明を56名ということでございます。今は順調に協議も進みまして、地権者とも同意を得て進めているところでございます。二地区につきましては、そういうことでございます。よろしくお願いします。

次に7ページをお開きください。

川内駅周辺土地区画整備事業でございますが、施工期間が平成15年度から平成28年度ということで、平成28年度で清算が終了するというようなことでございます。事業費が42億8,500万円でございます。建物もここ、済みません、建物移転約100%となっております。「約」を消していただきたいと思います。申しわけありません。換地処分がことしの2月の28日に終わっております。

清算金としまして15件交付しております。徴収が1件です。徴収につきましては、市のほうから徴収しております。事業予定としましては、街区公園の整備を、横馬場・田崎線の周りのちょうどJRとの境なんですけども、東親水公園整備を、繰り越しでございますが来年の2月に向けて事業を行っております。

清算金につきましては平成28年度までに徴収34件、今後ありまして33件を行うことになっております。徴収につきましては、最高が9万円程度、少ない人で158円というような形でやっております。

それから、先ほどの補償金でございますけれども、横馬場・田崎線の工事を行ったときに、平成22年度に建物調査を6戸を行っておりまして、工事車両等の振動によりまして建物に影響があるだろうということで事前に調査しておりました。それで、今回2件につきまして、犬走りにクラックが入ったり、クロスが剥がれたり、建具が傾いたりという損傷がありまして、2件の方につきまして今回390万円の補正予算を計上しております。これにつきましても、事前に協議をしましてある程度和解をしているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願ひます。

○委員（大田黒 博）今の説明の一番最後の補償金がありますよ、それはどういう意味ですか。もう一回もう少し詳しくお願ひします。

○区画整理課長（川畑 稔）今回の補正予算で上げさせていただいたんですが、従来の工事だと1年間の中で工事を進めているんですが、横馬場・田崎線につきましてはJRとの協議、並びに期間を要するということから地元のほうと振動のよる損傷があるんじゃないかということで、平成22年に工事に入る前に、事前に建物調査をさせていただいて、ことし工事が完了したものですから、再度調査をしましてその調査の内容と照らし合わせて、最低限こちらのほうで補償せざるを得ない分だけを補償させていただくというような形で進めているところでございます。

○委員（大田黒 博）それはその申告制じゃなくて、悪くなったとかそういうんじゃないくて、想定される振動とか、そういうもので壁とかそういうものが少し傷んだりということですか。

○建設部長（泊 正人）いろんな工事があります。維持工事みたいに側溝を入れたりとかそういうのがあって。本来、全て町なか家が隣接しているところなんかはするべきなんだろうけど、そこまで余裕もいとまもないわけですが。このようにくいを打ったり矢板を打ったり、そういう大型工事をする場合の振動が予想される場合には、先にそういう沿線の建物の調査をして、済んだ後に写真とか照らし合わせて、もちろん家主さんも立ち合わせて、そこでお互いに認められるものが、

ちゃんとした公共のそういう積算屋に出して決まった額で締結して支払うと、そういう制度です。

○委員（大田黒 博）わかりました。何件と言われましたっけ。その何件というのと、あと補償しましたよ、それにプラスアルファをされるんですか、そういうときには。補償費として。

○区画整理課長（川畑 稔）6件調査をしております。特に、横馬場・田崎線の周辺ということで振動があるというような形で、離れたところではやっております。

○委員（大田黒 博）お金とかで。

○区画整理課長（川畑 稔）お金についてはあくまでもうちのほうの補償金ですので、本人がそれを修理をする、しないは本人の判断ということでございます。

○建設部長（泊 正人）補償金が算出されたのを相手さんにもう渡してその時点で終わりです。その渡した後、その人がそれで修理するか、修理せんかは相手方の自由で、その後一切何も言いませんというところで終わりになります。

○委員（川畑善照）結局、川内川の一番端から次の2工区の終わりはどこなんですか。ちょっとはっきり教えてください。例えば、あそこに狭いんですけど、カーブをして、大黒屋の卸部があったりしますよね。あのあたりも入るんですか。まだ先ですか。

○区画整理課長（川畑 稔）済みません。図面で説明してよろしいですか。

大黒屋の周辺はこの辺になります。ちょうど防災的にも説明をするときに離合するところがこの辺ですので。ちょうど東郷に行くところの終わりに橋がありますよね、高いところ。あそこまで行きます。

○委員（川畑善照）あそこまで直線で行くわけな。

○区画整理課長（川畑 稔）そうですね。直線で行きます。

○委員長（宮里兼実）いいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

以上で区画整理課を終わります。御苦労さまでした。

ここで協議会に切り替えます。

~~~~~

午後2時50分休憩

~~~~~

午後2時51分開議

~~~~~

○委員長（宮里兼実）ここで本会議に戻します。

△入来区画整理推進室長の審査

○委員長（宮里兼実）次は、入来区画整理推進室長の審査に入ります。

△議案第174号 平成26年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実）それでは、議案第174号平成26年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（堀ノ内美年）議案第174号平成26年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算の内容について歳出のほうから御説明申し上げますので、94ページをお願いいたします。

1款1項1目土地区画整理事業費におきまして、37万3,000円を増額するものであります。議案第167号の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う補正額を計上したものであります。説明欄記載のとおり給料、職員手当、共済費であります。

次に、歳入について説明をいたしますので前に戻りまして93ページをお願いいたします。

4款1項1目一般会計繰入金は歳出で説明したことに伴うものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止してありました、議案第169号一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（堀ノ内美年）議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、入来区画整理推進室に係る一般会計補正予算の歳出について御説明申し上げます。

32ページをお願いします。

8款5項3目土地区画整理費において、入来区画整理推進室分として37万3,000円の増額をお願いしております。

これにつきましては繰出金でございまして、特別会計で説明いたしましたことに伴うものであります。

以上でございます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

委員外議員。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実）ないと認めます。

ここで、議案第169号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（堀ノ内美年） 計画の概要につきまして、簡潔に御説明いたします。

委員会資料の7ページ、下のほうをごらんください。

計画の概要でございますが、施工期間平成12年度から平成30年度でございます。面積、約14ヘクタール、建物戸数、195戸でございます。

平成26年11月末現在の進捗率が事業費で73%、建物移転で150戸の77%となっております。今後の予定でございますが、引き続き都市計画道路、区画道路、公園等の公共施設の整備、建物移転補償等を行ってまいります。

なお、現在新公衆浴場の建設にかかわる関連工事を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二） 今説明がありましたが、まず図を見て、あと規格道路以外の白地の部分はどんなふうに進んでいくんですかね。

○入来区画整理推進室長（堀ノ内美年） 黄色の部分については、もう既に完了したところでございますが、今御指摘ありました白い部分につきましては今後残りおおむね25%の事業費でもって行っていくところであります。

これにつきましては、この地区にも二地区等が存在しまして、これらをやるかやらないかについては今後の議論となるわけですが、いろんなそういうものを含めて今後整理していく箇所でございます。

以上です。

○委員（新原春二） どっちから進んでいくんですかね。上のほうから斜めに入っているところから進めていくのか。今度温泉の地域のほうから始めていくのか、全体的に進めていくのか、どちらですか。

○入来区画整理推進室長（堀ノ内美年） 前に主幹がおりますので、主幹に説明をさせます。

○主幹兼温泉場地区グループ長（市川鉄哉）

それではお答えします。

現在、先ほども説明がありましたように新公衆浴場の建設に伴いまして、周辺の道路の整備を行

っております。この平成26年度末に完成を見込んでおりますけれども、平成27年度は柴垣湯の解体を行いまして、こちらの駅前温泉場線からの道路の取り付け及び周辺の宅地の造成を行っていく予定です。

引き続き、都市計画道路本通り辻原線の建物移転を、——こちらが密集した建物移転がありますので、建物移転を進めながら——基点側のほうからと、こちらの終点側のほうからと工事に着手という形になると思います。

○委員長（宮里兼実） ほかにありませんか。

○委員（谷津由尚） 図の上のほうに河川がありますよね。それ多分県の管轄だと思うんですけど、その護岸の工事と平行していくとかいうことにはならないんですね。

○入来区画整理推進室長（堀ノ内美年） これは県河川で釣尾川というわけですが、既に交換金を県と協定を結びまして、交換金制度としては完了しております。

今後、事業の進捗に伴いまして河川の安定と宅地造成とともにあわせて進めていく予定でございます。

○委員長（宮里兼実） いいですか、ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、入来区画整理推進室を終わります。御苦労さまでした。

ここで協議会に切り替えます。

~~~~~

午後3時 休憩

~~~~~

午後3時1分開議

~~~~~

**○委員長（宮里兼実）** ここで本会議に戻します。

△建築住宅課の審査

**○委員長（宮里兼実）** 次は、建築住宅課の審査に入ります。

△議案第143号 薩摩川内市建築審査会  
条例の制定について

**○委員長（宮里兼実）** まず、議案第143号薩

摩川内市建築審査会条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

**○建築住宅課長（今井裕介）** 議案第143号薩摩川内市建築審査会条例の制定について御説明いたします。

資料は、議案その2の143-1から143-3ページ、議会資料の34ページになります。

議会資料の34ページをお開きください。ここで制定を求めています建築審査会とは、建築基準法の規定により設置される審査機関でございます。その主な業務は特定行政庁、ここでは薩摩川内市長になりますが、建築基準法上の特例を認める場合の許可の前提となる同意の判断をする機関でございます。身近な例といたしましては、建物敷地は建築基準法で規定する道路に接していなければなりません、既定道路以外の道などに接している場合には建築できない状態でございます。そのような場合、建築を希望される方は、建築審査会に申請し、審査会で敷地が交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないと判断され、同意を得られれば特定行政庁は特例で建築確認を認めることができます。

また、道路内にバス停、派出所など公益上必要な建物で通行上支障がないものを建築する場合も同様の同意が必要となり、このような判断を審議するのが、この建築審査会になるところでございます。

また、非常に少ない事例でございますけれども、県の建築審査会でも過去30数年で1件だけあったと聞いておりますが、建築確認や特定行政庁が下した指導に対する審査請求の審理、採決のほか、特定行政庁の諮問により重要事項を調査審議することも建築審査会の責務となっているところでございます。

現在、これらの審議につきましては鹿児島県が設置する県の建築審査会で薩摩川内市の分も審議していただいておりますが、今年10月1日から薩摩川内市都市計画区域に拡大に伴い、建物を建築する場合、今まで工事届の提出だけでよかった地域でも、今後は建築確認申請が必要になることから、建築審査会で同意を求める案件もふえることが予想されるため、迅速に対応できるよう市に建築審査会を設置しよりとするものでございます。

建築審査会の委員につきましては、地元の状況に精通していることが望ましいので、地元在住の方を中心に一部市外の方も入るかもしれませんが、5名を考えているところでございます。

なお、建築審査会で審査する事項ごとの手数料につきましては、議案その2の143-3に記載してあります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（大田黒 博）** 今の審査会委員の、もう一歩進んで実際どんな方々なんだろうかな。

**○専門職（福島和朗）** 委員につきましては、建築基準法で決められております。まず法律の分野、建築の分野、都市計画の分野、行政の分野、公衆衛生の分野という、その分野のすぐれた経験と知識を有する者というふうに決められておりますので、それぞれの分野の方々に選考させていただきまして、今後お願いをしていくという形になります。

以上です。

**○委員（大田黒 博）** いつ選定されて、いつごろわかってくるんでしょうか。大体。

**○専門職（福島和朗）** 今回この議案とさせていただきます折、12月の19日ですけれども、議決後、そういう方、——今でもある程度はいろいろ内部では人選をしているんですけれども——議決を待ちましてまた正式にお願いをしていくという形になります。よろしくお願いいたします。

**○委員長（宮里兼実）** いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（宮里兼実）** 質疑は尽きたと認めます。委員外議員の質疑は。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（宮里兼実）** ないですね。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（宮里兼実）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第144号 薩摩川内市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（宮里兼実）次に、議案第144号薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建築住宅課長（今井裕介）それでは、議案第144号薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

この条例は、議案その2の144-1の中段、提案理由に記載してありますとおり、国の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、現在の市営住宅条例の入居資格等の要件の中にあります関係法令の名称を中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人と及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に変更して整合性を図るために改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

委員外議員ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止してありました議案第157号一般会計補正予算の議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建築住宅課長（今井裕介）議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算について御説明いたします。

予算に関する説明書、第5回補正になります。歳出のほうから説明いたしますので、51ページをお開きください。

8款1項2目建築指導費は284万9,000円の減額でございます。その中身は、1節報酬10万6,000円の増額と、13節委託料510万円の減額。19負担金補助及び交付金210万円の増額が主なものでございます。

報酬の増額は、建築審査会設置に伴う委員等報酬を計上したもので、委託料の減額は予定しておりました現行の薩摩川内市建築物耐震改修促進計画の直しを中止したことによるものでございます。これは本年度予定されておりました薩摩川内市の計画の上位計画となります鹿児島県建築物耐震改修促進計画見直しの発注が平成27年度にずれ込んだことによるもので、仮に市の計画が先行した場合、今後の状況によりましては上位計画とのそごが生じる可能性があるため、今年度の発注を見送ったものでございます。

負担金補助及び交付金の増額は、危険廃屋等解体撤去促進事業の補助金で、解体申し込み件数が多く、現在も相談を受けている物件もあるため、予算の追加を増額をお願いするものでございます。

続きまして、55ページをお開きください。

8款6項1目住宅管理費は588万8,000円の減額でございます。その内容は職員の異動に伴う給料職員手当等の減額であります。

続きまして、歳入予算について御説明いたします。

15ページをお開きください。

14款2項6目土木手数料中1節土木手数料は13万6,000円の増額で、これは建築審査会新設に伴う審査手数料を新たに見込んだものでございます。

17ページ、15款2項6目土木費補助金中4節住宅費補助金は、255万円の減額でこれは

先ほど説明いたしました薩摩川内市建築物耐震改修促進計画の見直し、実施を見送ったことに伴う補助金減額でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（大田黒 博）** ここの資料にもありますけれども、ちょっとここに予算等が出てきておりますし、危険廃屋等解体撤去促進事業補助金。これについて予算額、予定件数イコールそういうちょっとふえているわけですね。その辺を少し、もう少し説明いただけませんか。

**○建築住宅課長（今井裕介）** 当初、これにつきましては氈地域で10件、そしてから本土地域で10件ということで900万円の予算措置をしていただいていたところでございます。現在、12月1日現在で氈地区が3件、本土地区が25件ということになります。

済みません、委員会資料の8ページをお開きください。そちらのほうに詳しく一覧表を載せておりました。そちらのちょうど中ほどの段、（2）危険廃屋等解体撤去促進事業の説明のところでございますけれども、12月現在、今28件の応募がいただいております、そして現在手元でも既に相談を受けている物件がございましたので、今回の補正予算で210万円の追加をお願いしているところでございます。

以上です。

**○委員（大田黒 博）** 廃屋、空き家に対応して、危険度がある空き家ということなんでしょうけども、持ち主が申請をするわけですね。私が少し心配しているのは、物すごく隣、この地区に、隣近所にそういう壊してもらわなくてははいけない。倒れる前というのも氈島にもはありましたし、本土にもたくさんあると思うんですね。そういうところの、含めたところで幅を広げるという意味を含めて、そういう申請はないのか、問い合わせはないのか、その辺を少しお聞かせください。

**○建築住宅課長（今井裕介）** おっしゃるとおりの住宅の実情は確かにございます。ただ、今回私どもが行っている補助事業は、あくまでも自主的に解体される方についての補助ということで、これをもし行政が変わってするような形になると、

これはもう今私たちのところでの補助要綱ではなくて、今現在検討されております空き家管理条例の中で代執行を行うのか、行わないのかというそういう議論のほうになってくると考えております。

現在、空き家住宅の管理条例につきましては、防災安全課のほうで検討を進められているところでございます。ただ、代執行につきましては正直なところ非常にハードルが高いというのが実情で、鹿児島県内でもなかなか実施されている実情はないと聞いているところでございます。補足を専門職が行います。

**○専門職（福島和朗）** 現在申請がある28件のうちなんですけども、中には隣の方からあったり、自治会長さんから相談があったりしたケースもございます。その分につきましては、本人さんに連絡をとっていただきまして、1件につきましては本人さんが解体しようという気持ちになられて申請していただいた分もございますし、なかなか本人さんが、予算が伴うことでございますので、なかなかそこまで至っていないのもございます。現状としてはそういうところでございます。

以上です。

**○委員（大田黒 博）** 実はそういうところまで入ってくるんじゃないかなと思っておりました。ただ、国の法律的なものが、ある程度国で決ままして地域におりてくるんでしょうけども。この薩摩川内市は市長がとりあえず最初に空き家をどうかしようということで打ち出した経緯もあるわけですよ。そこには今言いますように、非行の問題からいろんな問題が幅広くあるわけですね。

今、その一般質問でも多々出てきているんですが、私も何回かさせてもらいましたけども、もう少し幅広く各所管の担当課がリンクといいますか、防災安全課も含めて企画、そういうものも含めてリンクした形で進めていかないといけないというふうに思っていたんですけども。その辺を含めてこういう事業、突発的な部署部署的な事業をさせていいんでしょうけども、やはり全体を見たときに地域のそういう苦情といったものはそういうものではクリアできないと思っておりますし、今井課長もとにかく前から携わってこられておりますので、その辺を再三一般質問で言いましたようにとにかく関係する課と連携をとりながらやってほしい。その中で一番いい薩摩川内市のプラスアルファの条例をつくっていただきたいと思って

おりますので、よろしくお願いします。

**○委員（下園政喜）** 倒した建物の、解体した建物の跡地の件なのですが、3年以内には売却もできないというようなことが書いてありました。先ほどの予算の面もあるんですけども。転売してしまったらというわけでもないですけど、3年以内は絶対売り買いはできないと思っとならないかんわけですか。

**○専門職（福島和朗）** これにつきましては、建物を新たにつくろうとか、転売しようとかいう方はこの補助制度がなくてもおのずと解体されるだろうということで、当初そういう形で作っております。

それで、申請書の中に誓約書を入れさせてもらっております。3年間は建築をしない、3年間は転売をしないという誓約を入れてもらっております。それで、誓約に入っている、現実的にもそういうのが発覚した場合は、当然補助金の返納という形にはなるというふうに考えております。

以上です。

**○委員長（宮里兼実）** ほかに。

**○委員（谷津由尚）** 今の件で、国の法律が今とありえずできまして、今から制度設計に入るわけですけど。先日の一般質問でもありましたように、制度設計の詳細が決まって、本市の条例がその上でつくられるという実のその危機監の答弁だったんですけど、危機管理監の。そうしましたときに、今のその建設部さんの範疇というのは何か変わる要素があるんですか。

**○建築住宅課長（今井裕介）** 実際この空き家対策をするときに、私ども本当はもう大体2年ぐらい前からになりますけれども、関係課で集まりました。その中で進んできたのが、今空き家対策といいましても非常にいろんな範疇があると。まさしく家が崩れそうな部分から、ただ家はしっかりしているんだけど管理をされずに草木が生えて害虫が発生する。そしてから中には非行少年のたまり場になるということまで、非常に空き家の範疇というのが広いところでございました。

それで、それ以前まではそれぞれのクレームが来たときにどこが対応するのかと、私たちのところに電話がかかってきても、実際話を聞いてみると草が生えている状態をどうかしてほしい、害虫発生をどうかしてほしいというような形で、ある意味どこが主幹となってするのかが決まらないと

いうことで関係課が集まりまして、まずしたことは住民からの要望をワンストップで受けとめられるようにしようよということでした。

そこで、どこが適切かということ範疇が決まりましたのが防災安全課がまず一番最初にそういうクレームを受けとめると。そして、そちらのほうで防災安全課のほうでこれはここのセクションだよ、環境のセクションだよ、これは建築のセクションになるよというふうにして、ワンストップってなるようにそのところからそれぞれの関係課に振り分けをしましょうという形になって、その経緯で現在、空き家管理条例については防災安全課のほうで行うというふうになっております。

そして、そのときに解体の部分とそれから利用促進の部分はどうかという話がありまして、解体についての補助金はそれじゃあ建築住宅課さんでもってもらいましょうと。それから、利用促進の補助金についてはそれじゃ企画政策課が担当しましょうという形で、今すみ分けができています。

今後、どういう形になるか見当はつきませんが、仮に代執行とかそういうことまで話が進んでくると、当然どこが担当するかということになれば、私どものほうに入ってくるんだろうと思いますけど、現状としてはそのような形でそれぞれの担当課のところに、それぞれの業務を割り振られているというのが今の状況だと御理解いただければと思います。

以上です。

**○委員長（宮里兼実）** いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** ないと認めます。

以上で、議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第１６９号 平成２６年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止してありました議案第１６９号一般会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建築住宅課長（今井裕介）議案第１６９号平成２６年度薩摩川内市一般会計補正予算について御説明いたします。

第６回補正は職員給与に関する条例等の一部改正に伴う補正額を計上したものでございます。建築住宅課分は予算に関する説明書、第６回補正の３３ページになります。

８款６項１目住宅管理費は１５３万９,０００円の増額で、その内訳は給与、職員手当等、共済費等の増額であります。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで、議案第１６９号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○建築住宅課長（今井裕介）所管事務について御説明申し上げます。

委員会資料の８ページをお開きください。

建築指導グループで実施している市民に対する各種補助事業の進捗状況を御報告いたします。

資料上段１、既存住宅改修環境整備事業は、平成２４年度から実施してことしで３年目を迎えて

おります。表にありますとおり、過去２年間の実績合計は７８０件で、今年度は最初に５月１３日から２３日までの受付期間に申し込みのあった２８３件を受付、その後予算の範囲以内で追加の受付と辞退者が発生した場合に備えての仮受付を実施していたところでございますが、最終的に１２月１日の３０６件目で募集を終了したところでございます。

続きまして、３の崖地近接等危険住宅移転事業は昭和４７年から継続している事業で、崖による災害の危険性の高い場所から安全な場所に移転する際、従前の家の除却費の一部を補助するとともに、金融機関から借り入れて新しい家を取得した場合には、その借り入れ利息の一部を国県市で補助する事業で、補助金額は資料のとおりでございます。今年度は、現在移転希望者と協議を進めているところでございます。

９ページをお開きください。

４、木造住宅耐震診断、耐震改修工事補助金は昭和５６年５月３１日以前に建築された木造住宅の所有者及び使用者が耐震診断、耐震改修工事を実施する場合、その費用の一部を補助する事業ですが、資料のとおり平成２３年度以降利用実績がない状況が続いております。そのため、建築士会での技術講習会や広報薩摩川内などを活用して機会あるごとに現在ＰＲに努めているところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（下園政喜）既存住宅の改修補助が非常に好評を得ているようでございますけども、来年度の継続はどうなんでしょう。

○建築住宅課長（今井裕介）現在、来年度の当初予算に向けて予算要求しているところでございます。

○委員（下園政喜）どっさりもらってください。

○建築住宅課長（今井裕介）頑張ります。

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（持原秀行）危険廃屋の解体撤去促進事業で、先ほど２１０万円の補助、補正があったということで。この中でちょっと教えていただきたいのはこの解体に至る、いいですよという申し出

があっても、全部が全部受け入れられるという、そういう状況であるのか。あるいは客観的に見て本当に通行上とか子どもたちの通学路で危険なものとか、そういうのがあってっていう、なんかそういういったような制約があればそれを教えてください。

**○建築住宅課長（今井裕介）** 危険廃屋につきましては、事業の流れとしては以下のようになります。この事業を受けたいという申請をされた方につきましては、私どものほうで申請家屋についての現地調査を実施するところでございます。その中で、まず外れるケースというのが一つあります。これは山の中とか広い敷地の中に建っている住宅で、早くいえばこれが壊れても周りに被害を及ぼさないよねっていう住宅については、さすがに現在のところ補助の対象となっていないところでございます。

ですから、調査しましてまず他人に危険性が高いという部分、それから傷みのぐあい、これにつきましても審査表をつくっております、傾きとか床が抜けているとか、屋根の葺が落ちているとか、そういうところを点数化いたしまして、損耗の度合いが50点以上あれば危険廃屋として補助の対象になるということでございます。

ただ、もう一つ特異なケースがございます。これは先ほど意見が出ておりました。危険性は高い、それから周りも非常にここは見た目的というか、まちの真ん中に1軒だけ傷んでいる住宅があつて、もう人が住んでいない住宅があつて、ただ点数を、評点を調べてみると50点に達していないというケースがございます。

そういう場合には、私、地元の関係者が参加する廃屋判定委員会というものを開きまして建築住宅課だけの意見ではなくて、周りの方の意見も聞きまして、そしてその中でやはりこれはもう補助を出してでも解体したほうがいいよねと。本人さんも解体を希望されているんだからという結論になった場合には、認定廃屋という形になりまして補助の対象となります。ただ、現在までのところ認定廃屋は1件も実例がないというのが今の状況でございます。

以上です。

**○委員長（宮里兼実）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、建築住宅課を終わります。御苦労さまでした。

ここで協議会に切り替えます。

~~~~~

午後3時34分休憩

~~~~~

午後3時35分開議

~~~~~

○委員長（宮里兼実） ここで本会議に戻します。

△用地課の審査

○委員長（宮里兼実） 次は、用地課の審査に入ります。

△議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実） それでは、審査を一時中止してありました議案第169号一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○用地課長（植村 豊） 議案第169号ですが、これは国家公務員の給料改正に伴う市職員の給与等の調整でございます。

皆さん方のページでは11ページをお開きください。

総務費総務管理費13目地積調査費、補正前の額が1億1,225万4,000円、補正額が61万4,000円の増額で、計の1億1,286万8,000円ということでございます。内容はお目通しください。

これで補足説明を終わります。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

委員外議員の。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

以上で、議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了したので、これより討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○用地課長（植村 豊） 皆さん方の建設水道委員会資料10ページをお開きください。

平成27年度までの地積調査事業の概要について御説明をいたします。

まず、（1）本庁・支所地積調査の進捗状況でございますが、この中で樋脇地域、里地域が薩摩川内市地域では一番早くから調査をしております、里地域がちなみに昭和36年から昭和54年、樋脇地域が昭和38年から昭和54年でございます。本庁川内地域につきましては、昭和52年に始まり平成19年に終わっております。今残っておりますのは、入来地域が平成25年までで現地調査は終わっておりますが、今閲覧に備えてその図面を作成し、来年の1月、2月に最後の地権者の閲覧を経て法務局のほうへ送り込む準備に入っておりますが。ちなみに入来地域に128万円という金額が入っておりますが、これが閲覧、かれこれの事業費でございます。

また、本庁のところに88万円、平成27年が32万円と入っておりますが、これは後ほど2番のところで説明をしますが、数値化情報の事業費が掲げてございます。平成25年で終わりますが、最終的には平成27年で全てが完了をするということで考えております。

（2）でございます。数値化情報の進捗状況ということで、入来地域が平成26年度は平成24年度に調査した1.71平方キロメートルの1,782筆を数値化するわけですが、数値化情報とは上に書いてありますけれども、地積調査の成果である一筆座標や、図根多角点などの数値を情報化してお客さまのニーズに応える。あるいは臨機横柄に利用できるというものでございます。

最後に、平成27年度に0.61、これが入来地域の最後の現地調査地域でございますが、785筆を数値化する予定にしています。

次に、法務局への登記の送付予定でございますが、入来地域と祁答院地域が若干まだ残っております、入来地域でいいますと平成22年調査地区、筆数で3,113筆、これが平成27年の1月、平成23年度分が2,655筆、平成27年の7月に予定し、平成24年度の分が3,282筆ですが、10月には送り込みたいというふうに考えています。

最後の調査地区、入来の副田の一部、平成25年度分につきましては予定筆数1,053筆ですが、平成28年度の1月に送り込みの予定でございます。これをやりますと、入来は全部終わると。また、祁答院地区が蘭牟田の一部、平成23年度の調査地区2,849筆ですが、平成27年の4月に送り込む予定にしています。

順調にいきますと、平成27年度中には法務局の手続も全部終わるといふふうになってございます。

以上です。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（谷津由尚） 1点質問です。この数字情報化、1筆座標値とありますが、これはGPS上の座標値ですか。

○用地課長（植村 豊） 1筆上の地図の座標値としておりますので、通常の図面とは一致しませんけれども、地積図と一致する図面でございます。

○委員（谷津由尚） 東日本大震災で、いろいろな自治体が津波に役場機能が全部飲まれた地域では図も全部流されてしまつて。彼らが今言っておられるのはGPSで、座標でわかるようなシステムをまず組んでそのデータで保管すべきだといふふうにおっしゃっているんですが、そこについてはいかがですか。

○建設部長（泊 正人） まず数値化というのが、例えばこういう長方形の土地があれば、この辺にXYの数字を持たせて座標で点を出すというのが数値化なんですけれども、現在はそのGPSの関係もあって、そちらとリンクできるようなふうにはなつてまいります。

○委員（新原春二） いよいよ地積調査もほとんど済んで、用地課は大変だっただろうと思います。その中で、筆界未定が相当出ていると思うんですよ。全市的には島も含めてどのくらいの数が出

ているのか。

それと、もう一つは全部終わったわけたけども、そのリカバリー先として何か方法はないものなのか、そこら辺の見解は前と一緒にですね。

○用地課長（植村 豊）全市的には入来はまだ最終本局に落としていませんので、今までのを上げますと8,000筆を超える筆界未定がございます。これをリカバリーするというのは、一部は公共の土地との筆界未定もございますので、そういった点につきましては、私どものほうでは地権者と話をしながら将来的に解決できるんですが、民地同士の筆界未定については原則的にはお互いにもう民間でやってもらうということですが、ただ当時の資料、もう何年もたっていますのでわからないとかいう場合、私どもの手持ちがある資料はお渡しして協力をしたいと思っています。

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

以上で、用地課を終わります。当局は御苦勞さまでした。

△委員会報告書の取りまとめ

○委員長（宮里兼実）以上で日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱います。

△閉会中の継続調査・委員派遣の取扱い

○委員長（宮里兼実）ここで、閉会中の継続調査及び委員派遣について一括してお諮りします。

お手元に配付のとおり閉会中の継続調査を議長に申し出たいと思います。また、閉会中に現地視察など委員派遣を行う必要がある場合は、その手続を正副委員長に御一任いただきたいと思います。が、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、そのように決定します。

△閉 会

以上で、建設水道委員会を閉会いたします。

本日は御苦勞さまでした。

【巻末資料】

閉会中の継続調査について

閉会中の継続調査について

建設水道委員会	
(調査事項)	
1	道路整備について
2	公園整備について
3	河川・港湾整備について
4	住宅政策について
5	都市計画事業について
6	景観整備について
7	土地区画整理事業について
8	地籍調査事業について
9	水道事業・簡易水道事業について
10	下水道事業について
11	温泉事業について
12	川内川改修等について
13	南九州西回り自動車道について
14	甕島縦貫道について
(調査期限)	
	調査終了まで

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会建設水道委員会
委員長 宮 里 兼 実